

# 会 期 日 程

## 令和6年第4回山江村議会定例会

自 令和 6年 6月12日 (水)

至 令和 6年 6月14日 (金) (3日間)

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	6月12日	水	本会議	議 会 議 場	午前10時	・開 会 ・報 告 ・提案理由説明 ・質 疑
			休 会	役場大会議室	午後1時30分	・議 案 審 議
2	6月13日	木	本会議	議 会 議 場	午前10時	・一 般 質 問
3	6月14日	金	本会議	議 会 議 場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

6 月 1 2 日 ( 水 )

## 令和6年第4回山江村議会6月定例会（第1号）

令和6年6月12日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

- |       |        |  |   |
|-------|--------|--|---|
| 日程第 1 |        |  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 |        |  | 会期の決定について   |
| 日程第 3 |        |  | 諸般の報告   |
| 日程第 4 |        |  | 行政報告  |
| 日程第 5 | 報告第 1号 |  | 山江村総合振興計画後期基本計画の訂正の報告について                           |
| 日程第 6 | 報告第 2号 |  | 令和5年度繰越明許費（一般会計）の報告について                             |
| 日程第 7 | 報告第 3号 |  | 令和5年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告について                       |
| 日程第 8 | 報告第 4号 |  | 令和5年度事故繰越し（一般会計）の報告について                             |
| 日程第 9 | 発委第 2号 |  | 山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第10 | 承認第 2号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村一般会計補正予算（第12号））         |
| 日程第11 | 承認第 3号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号））  |
| 日程第12 | 承認第 4号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号））    |
| 日程第13 | 承認第 5号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）） |
| 日程第14 | 承認第 6号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）） |
| 日程第15 | 承認第 7号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）               |
| 日程第16 | 承認第 8号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）         |
| 日程第17 | 議案第31号 |  | 職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第18 | 議案第32号 |  | 山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を                           |

改正する条例の制定について

- 日程第19 議案第33号 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第34号 山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第35号 万江体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第36号 公共工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第37号 公共工事請負変更契約の締結について
- 日程第24 議案第38号 令和6年度山江村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 白川俊博議員  | 2番 北田愛介議員  |
| 3番 本田りか議員  | 4番 中村龍喜議員  |
| 5番 赤坂修議員   | 6番 横谷巡議員   |
| 7番 立道徹議員   | 8番 西孝恒議員   |
| 9番 久保山直巳議員 | 10番 森田俊介議員 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山口明君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 内山慶治君	副村長
教育長 藤本誠一君	総務課長 平山辰也君
税務課長 迫田教文君	企画調整課長 清永弘文君
産業振興課長 松尾充章君	健康福祉課長 今村禎志君
建設課長 蕨野昭憲君	教育課長 一二三信幸君
会計管理者 高橋忍君	農業委員会事務局長 新山孝博君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） おはようございます。令和6年第4回山江村議会定例会をただいまから始めます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

ただいまから、令和6年度第4回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田俊介議員） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定によりまして、1番、白川俊博議員、2番、北田愛介議員を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（森田俊介議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては5月28日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議をされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

5番、赤坂修議員。

○議会運営委員長（赤坂 修議員） 令和6年第4回山江村議会定例会につきまして、去る5月28日、午前9時から議会運営委員会を開催し、会期日程等につきまして協議しておりますのでご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12日から14日までの3日間としております。

本日開会、提案理由の説明ののち、午後から休会とし、議案審議としております。

2日目、13日は一般質問となっており、今回5名の議員より通告がなされております。発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については質問、答弁含めて60分となっております。

最終日の3日目、14日は質疑、討論、表決を行い、閉会と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（森田俊介議員） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長の

報告のとおり決定いたしました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（森田俊介議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

3月28日の議会臨時会以降の議会に関する報告を行います。

4月4日、山江村青年団総会が行われております。

4月9日、村内小中学校入学式、全議員が出席しております。

4月11日、山江村畜霊祭及び肉用牛振興会総会が畜産センター、球磨地域振興局で行われております。副議長が出席しております。

やまえつつじ祭、丸岡公園で出席しております。

4月28日、山江村消防ポンプ操法大会が山江村役場前広場で行われております。

5月11日、山江村遺族会総会が高寺院で行われております。山江村体育協会総会、山江温泉ほたるで私、議長が出席しております。

5月13日、山江村ボランティア連絡協議会総会が健康の駅で行われております。

5月14日、熊本県町村議会議長会研修及び臨時総会が自治会館で行われております。

5月16日、山江村文化協会総会が農村環境改善センターで行われております。

5月18日、自衛隊家族会総会が山江温泉ほたるで行われております。

5月21日から22日まで、全国町村議会議長・副議長研修会が東京で行われております。私と副議長が出席しております。

5月21日、山江シルバー人材センター総会が農村環境改善センターで常任委員長が出席しております。

5月23日、山江村商工会通常総会が山江温泉ほたるで行われております。

5月26日、各小学校の運動会が行われております。

5月27日、山江村身体障害者福祉協議会総会が健康の駅で行われております。

5月29日、国道219号整備改良促進期成同盟会総会が宮崎県西都市で行われております。

5月30日、山江村老人クラブ連合会総会が健康の駅で行われております。

人吉地区防犯協会連絡協議会評価委員会が人吉警察署で行われております。

人吉球磨広域行政組合議会臨時会がグリーンプラザでも行われております。

6月4日、山江村防災連絡会議、山江村体育館で行われております。

6月8日、山江村物産館出荷協議会通常総会が山江温泉ほたるで行われておりま

す。

6月9日、熊本丸岡会がメルパルク熊本で行われております。

以上が諸般の報告に代えさせていただきます。

次に、一部組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、3番、本田りか議員より報告をお願いいたします。

本田りか議員。

○3番（本田りか議員） 令和6年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の報告をいたします。

令和6年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、令和6年5月30日木曜日、午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、議席の指定では、あさぎり町議会改選により新たに選出された山口和幸議員の議席を22番、皆越てる子議員の議席を23番に議長から指定されました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、16番、五木村の田山淳士議員、18番、山江村の中村龍喜議員が指名されました。

日程第3、会期の決定では、人吉市の宮崎保健会運営委員会副委員長の報告を受け、会期を5月30日の1日間に決定しました。

日程第4、議会運営委員会委員の選出では、欠員となっている1名を上球磨地区の議員から選出され、13番、水上村の杉野貴文議員が議長から指名されました。その後、議会運営委員会が開催され、委員長の互選の結果、委員長に20番、田代利一議員、球磨村が任命されました。

日程第5、報告第1号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告書については、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、質疑を行いました。

日程第6、議員の派遣については、任期満了に伴う改選により新たに選出された組合議員、あさぎり町と湯前町の組合施設の視察研修と全議員による先進地視察研修を行うことが決定されました。最後に、組合議会会議規則第43条の規定により議決された事件についての条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することが決定され、閉会しました。

以上、令和6年度第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会について報告します。

○議長（森田俊介議員） 以上で一部組合の活動報告は終わりました。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（森田俊介議員） 日程第4、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様おはようございます。議長には発言の機会をありがとうございます。

本日ここに令和6年第4回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席いただく中に開催できますこと、心から感謝申し上げます。

それでは、先般の臨時会後の行政報告を申し上げます。

3月28日であります。山江村の移住定住促進委員会を開催しました。主に空き家情報の情報交換を行ったところであります。主な行事のみ申し上げます。

それから3月29日であります。山江村の肉用牛導入貸付金の交付式を行いました。畜産農家11件の方に交付をしております。

それから4月1日は辞令交付式で、職員異動を行っております。同時に山江村の教職員の方々も山江村に入ってきましたので、その交付式に参加しております。

それから4月2日から3日にかけて、農村型地域運営組織、農村RMOですが、その事業に関する協議ということで京都に出向きまして、専門家の方を交えて協議をしております。

それから4月8日であります。特別叙勲伝達式としてありますが、岩山正臣さんのほうに叙勲が届いておりましたので、その伝達式をご家族に行ったところであります。

4月9日、万江小学校の入学式に私、出向きました。午後は山江中学校の入学式でございました。本年から新しいブレザーとスカート、ズボンのほうに変わりました。ある意味ですね、また新しい山江中の歴史が始まったなあと感じた入学式でありました。

それから4月10日でありますけれども、川辺川流水型ダム建設に関する五木村訪問として、もう議員の皆様方は既に見学されておられますけれども、市町村長集まりまして、五木村のダムの模型を視察をしたところであります。それから同じくやまえ栗まつりの実行委員会を開催いたしました。やまえ栗まつり、今年は9月2日と決定しております。

4月11日でありますけれども、山江村畜霊祭及び肉用牛振興会の総会に参加いたしましたしております。

4月13日は対馬市制施行20周年記念式典、海山交流を対馬市と行っておりますけれども、最近では物産交流を始めたところでございます。そういうことに伴い



まして、対馬市から案内状が届きましたので、参加をしてきたところであります。

それから4月14日、やまえつつじ祭でございます。

次に、4月28日に飛びまして、山江村の消防小型ポンプ操法大会を開催いたしました。5分団が優勝し、今月16日に球磨郡の大会が行われます。その大会に山江村を代表して出場するという手はずになっております。

それから4月30日が人吉地区交通安全協会山江支部総会でございます。

それから能登半島地震の職員災害支援の激励式を行っておりますけれども、5月2日であります。これは5名の職員を今まで派遣をしてまいりました。5月いっぱいで一応終了をしているところであります。熊本県のほうの災害支援の取り組みが終了したということでもあります。今後山江村独自です、どこかの市町村、支援をする必要があるやもしれませんので、その際には支援を積極的にさせていただければと思っております。

それから5月8日が御船町長訪問としておりますけれども、これは内村主事が建設課のほうで1年間災害派遣として働いてくれておりましたので、そのお礼に御船町のほうに出向いております。

それから5月9日は福岡県庁訪問として、ここは福岡県の知事がちょうどおられませんでした。総務部長対応ということで、島本主幹のほうで林政のほうに1年間お世話になっておりましたので、そのお礼に出向いたところであります。

それから5月10日、山江村有財産審議会とあります。これは今議会に予算提案をしておりますけれども、土地価格取得に伴うその土地取得に伴う価格の設定について諮問をさせてもらったところであります。それから同じく10日、山江村未来づくり協議会とあります。いわゆる農村RMOというのは、地域運営協議会とありますけれども、その山江村未来づくり協議会を発足させたということでもあります。今後この農林水産省の補助金を、交付金ですかね、を活用しながら、この取り組みが向こう3年間にわたって始まったということでもあります。

それから5月11日は山江村の戦没者慰霊祭及び山江村の遺族会の総会に参加をしてきたところでありますけれども、役員の方と終わったあといろいろ話しましたが、戦後相当経っておりますので、相当高齢化が進んでおまして、遺族会、慰霊祭としてまたその存続をどうしようかと非常に悩んでおられました。他町村におきましては、市町村主催です、戦没者追悼式という形でやっておられるところもあるわけでありまして、正式にはまだ決まっておりませんが、遺族会の皆さん方もその付近の話をしていく必要があるのかなということを考えたところであります。

それから5月11日は、山江村の体育協会の理事会及び総会を開催いたしております。

12日につきましては、トキの朝市として、時代の駅周辺です、朝市が行われ、雨模様でありましたけれども多くの方々参加をいただいております。それから、わいわいクリスマスやまへの総会に参加しました。これは山江中学校の部活動の社会体育移行が今から徐々に行われていくということですが、その受け入れ団体としてです、わいわいクリスマスやまへのほうでその面倒を見ていく、要するに社会体育の指導による指導をしていくということになるわけです。今年の10月から徐々にその移行が始まるということですが、そういう話も含めてあいさつをさせてもらったところであります。

それから5月13日ですが、先ほど10日に村有財産審議会がありましたけれども、13日に山江村村有財産審議会の答申を受けたところであります、その答申により本日の予算提案をさせていただくというものでございます。

それから、同日、山江村鳥獣被害防止対策協議会を開催いたしました。今なお鳥獣被害なかなか収まらずです、今年の実績、昨年度の実績をみますと、イノシシが269頭で、イノシシについてはずいぶん減ったという感じがしますが、シカは1,037頭と大幅に増えております。サルが17頭、タヌキが84頭、カラスが5羽というような成果の中に、今後のその被害の対策についてどういう対策を打っていくのか、どういう対策が有効なのか、いわゆる猟友会のみならずです、村民の方々に罾を貸し出して、個別罾を貸し出して、そして捕獲に当たるといったほうが、効果があるんじゃないかという貴重な意見もいただいたところでありますし、受けてその対策を進めていきたいと考えております。

それから5月14日から16日にかけては、道路関係の全国大会の総会が行われました。道路利用者会議定時総会、道路整備促進期成同盟会の通常総会、それから命と暮らしを守る道づくりの全国大会が行われております。これは8月にはです、国の概算要求に伴う予算が決定いたします。それに向けての予算獲得のための総会でありまして、半数近い市町村長がこの会場に、砂防会館に集まったということでありました。非常に盛り上がった大会になりました。

それから5月17日から各課との事業打ち合わせとしてありますが、これは年間を通してそれぞれの各課で、また担当者がどういう事業をしていくんだというための確認と、職員の自分の事業の確認と、私もその事業を見通したいということもありまして、その説明会とまた意見交換を行わせてもらったところであります。

それから同じく17日ですが、山江村観光交流促進協議会の総会が行われました。特に最近では夏祭を開催されたりです、いろんな事業を執り行っております。村民自ら地域づくりの実践をされているということで、心から感謝しておりますし、しっかり支援もしていきたいと思っております。

5月18日、山江村自衛隊家族会の総会に参加したところであります。

5月19日は山江中学校体育大会でありました。非常に半日の大会でありましたけれども、子どもたちの頑張る姿にですね、頼もしく感じたところであります。

それから5月21日はシルバー人材センターの総会に参加してきております。5月22日は郡民体育祭のグラウンドゴルフ大会が行われましたので、その応援に出向いております。その後、全国治水砂防協会の総会に参加してきました。特に山江村は万江川土砂氾濫対策事業がございます。これは砂防事業のみならず、治水と治山の事業を合わせて80億円を超える予算が向こう10年間で投入されるというようなことであります。議会のほうも上京されるという折に、ぜひこの事業についての要望につきまして、よろしくお願いを申し上げたいと考えます。

それから5月25日はNPO法人のかちゃリンクやまへの通常総会であります。かちゃリンクやまへは地域づくりのNPOでありますので、山江の食堂の経営であったり、様々な地域づくりの交流事業をやってもらっているところであります。かなり高齢化も進み、その運営も苦勞されているというようなことでありましたけれども、そういう中、頑張ってもらっている様子であります。

それから5月26日は、山田小学校それから万江小学校の運動会、双方に出向いております。

それから5月27日は山江村肉用牛乳用牛基金の貸付金を交付いたしました。今回は2名の方に基金を貸し付けているところであります。それから同じくやまへ栗生産向上推進委員会がありました。新しい委員の方もおられます。これは各地域から、各地区からですね、代表として1名委員として出てきてもらっているところでありますけれども、栽培技術のいわゆる拡散しながら、質の確保と質の向上と量の確保に向けての取り組みを行っている委員会であります。

それから5月28日は、球磨川リバイバルトレイル実行委員会の総会に参加いたしました。これは水上と五木をスタートしながら山間をですね、八代まで走るという山付きのイベントでありますけれども、実は山江村のほうはですね、40名近いスタッフの参加がありますし、それも夜間のスタッフの作業ということも含めて、それから通過するだけでありますから非常に負担が多いということでもあります。そういうことを正直に申し上げながら、ぜひそういうスタッフを多町村からお願いできないか、できればですね、山付きの事業であります。里部のイベントにつきましても各町村、球磨郡の町村全体でやっているところもありますし、できればこの山付きのイベントについても、人吉球磨全体で取り組むことはできないかというようなことを私、申し上げてきました。今年は参加するというところでありますが、来年はその形態によっては、山江村は辞退させていただきたいということも申し上げ

たところであります。ただ今年はですね、ちょうど産業振興祭、いわゆる山江の宝物収穫祭、11月の第3日曜日とこれがダブっておりますので、そちらの宝物収穫祭のほうを移動せざるを得ないと、こういう弊害も実はあっているところでもあります。今年はずっと参加をさせていただきたいと思います。

それから5月29日は災害支援協定の締結式を行いました。これは山江村の環境整備協議会というのがございます。いわゆる建設業の協議会でありますけれども、ここと災害が起きた場合の初動についてですね、その地域指定をしながら、自らですね、初動を行ってもらおうというような協定を行ったところでもあります。

そして5月30日は山江村公民分館長、体育部長、スポーツ推進員の合同会議で、年間行事の確認をさせてもらったところがございます。

それから31日は全国治水期成同盟会の通常総会に参加いたしました。

それから6月4日ではありますが、山江村の防災連絡会議、梅雨前に各団体から、それぞれの違う団体からですね、その取り組みについての共有をする会議であります。今年梅雨入り、南九州はもう梅雨入りしたというような発表ありましたが、雨はやや多いというような情報の中、気を引き締めながらその対策に当たらなくてはいけないというようなことを考えたところでもあります。

それから6月5日、やまえ栗地理的表示保護制度G I登録ですね、登録による出荷販売に関する説明会を行いました。このG I登録によりまして、結局はやまえ栗の単価が上がらないと意味を成さないといえますか、ということになります。そのためにも先ほど申し上げました、推進委員会のときに申し上げました、質の向上と量の確保ということについて、やはりもう一度確認をする必要があるかと思えます。加えてそのG Iの登録書、赤いマークがありますけれども、あのシールを作るようにして、そのシールを添付して市場に出回るといったような取り組みになるわけではありますが、ただ、この登録はやまえ栗振興協議会が登録を受けているところでもありますので、このやまえ栗振興協議会に生産者の方が加入してもらおうという必要があります。もちろん加入を制限するものではありませんので、栗生産者であればどなたでも加入をできます。加入してもらいながら、ただしですね、このG Iマークは、生産履歴をちゃんと付けてもらおうと。農協出荷のときもそうやってもらっているところでもありますけれども、その履歴について、その生産履歴をG Iマークと一緒にですね、表示できるようにしながら出荷をしていきたいということでもありますので、そういう説明会を行ったということでもあります。

それから、6月6日、J R肥薩線の再生協議会がございました。

6月6日から7日にかけて、全国ICT教育の首長協議会総会に参加をし、このとき同時にですね、パネルディスカッションが開催されました。全国の私もですね、

その要請を受けてパネリストとして発表したところでもありますけれども、全国のICTに積極的に取り組んでおられる自治体からの発表で、茨城県つくば市、これは教育長が来られて発表されました。それから埼玉県戸田市、それから和光市、これは市長です。それから須崎新市長、これは高知県です。佐賀県の多久市長、そして山江村でありました。

山江村はそういう市にも先駆けてこのICT教育の取り組みを進めておりますので、非常に興味を持たれているというところでもあります。ただ山江村としては、早く取り組んでいるからこそですね、第2回目のタブレットの更新時期に入っているところです。文科省の課長もきておられましたけれども、引き続きGIGAスクール、いわゆる機械導入に関する予算について、国のほうでしっかり確保していただくようお願いをしたということでもあります。

ただ、このICT教育の中で山江村の一つの成果として、もちろん正答率高いわけですが、英語教育との愛称について私、しゃべったところでもあります。全国の英検3級の取得率の目標は50%となっております。山江村の目標は、教育委員会60%と定めておりますけれども、実は昨年の中学3年生についてはですね、実に82%の英検3級を取得しておられます。英語教育とICT教育の相性のよさというのもあるんじゃないかなということも紹介をしたところでもあります。この数字についてはですね、2、300人の会場がちょっとどよめいたというようなところでもありました。

それから6月8日は郡民体育祭ソフトボール男女が行われまして、男女とも3位という結果でありました。もう一步のところでありましたけれども、非常に若い人たちがですね、本当に頑張ってくれております。

9日が熊本丸岡会であります。議長、それから議員のほうからも白川、北田議員、参加いただきながら、非常によき交流、懇親ができた会であったかと思えます。

それから6月10日、くま川鉄道再生協議会の総会が行われました。その後ですね、諸々話を進めてきたわけでもありますけれども、そのくま川鉄道の取締役会をしたところでもあります。ただ、今回のくま川鉄道、これは肥薩線もそうではありますが、上下分離方式という中での国の再構築協議会をつくりながら、補助金をもらうというようなことになるわけではありますが、特に上はですね、上の部分は鉄道の運行部分ですね、これはくま川鉄道株式会社が行います。下の部分、要するに鉄道式とレール、それから橋ですね、駅舎は違いますが、その下の部分は10市町村で経費を賄うというような上下分離方式をとるわけでもあります。上については今まで経営安定化割というような割合によって、各市長の負担をしてきたところでもあります。下についてどうするかというような意見を今、交わしております。この下のほうに

については、いろんな意見がありまして、いろいろとまとまりがなかなかつかないというような状況であります。私としてはですね、今まで上下分離方式がない場合に、経営安定化割でやってきたから、下についてもその割合でいったほうが、わかりやすいんじゃないだろうかというようなことを申しているわけでありましてけれども、定期券割合とか、乗車割合とか、諸々の割合をその中に組み込んでいくと、逆にあんまり利用しない町村の負担金が上がったりするという、へんてこな数字がでてきますので、その付近について今から協議していくということになりますが、いずれにしてもこれについては、将来山江村として永久にといいますか、くま川鉄道がある限りその負担をしていくこととなりますので、しっかり将来に禍根を残さないように決めなくちゃいけないというのと同時に、議会の皆様方についてもしっかり説明をさせていただきたいと思っておりますから、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、諸般の報告を申し上げます。ただ、あとこれで終わりたいと思ったんですけども、1点だけ、先般から国の人口戦略会議がですね、消滅可能性市町村の一つとして、山江村という名前があがっております。熊日新聞に二度にわたり報道されました。これにより消滅を心配する村民の方々の声がですね、あちこちから私の耳にも聞こえ、また尋ねられておりますので、この点について議会ではですね、実は二度目になりますが、再度説明をさせていただきたいと思っております。

その消滅可能性市町村の根拠はですね、社会保障人口問題研究所というのが国にあります、その統計を基に、20歳から39歳の女性の数が、2020年、令和2年から2050年、令和32年の30年間の間にですね、50%、半数以下になる市町村は、消滅可能性自治体としたものであります。全国で40%、744市町村がこれに該当しておいて、熊本県では特に県南の町村が多いということになっております。

山江村の実情を申し上げますと、2020年には240名でありました。それが2050年に98名に減るということでありますので、いわゆる240名から98名、半数以上、59%の減少となり、消滅可能性市町村ということに該当するということになります。ただですね、これは村民の方、ケーブルテレビを見ておられる村民の方もおられると思いますが、人が住んでいる限り、自治体は消滅しません。そして、自治を諦めない限り、そういう役場、議会あたりがですね、山江村はどこかと合併しますと、山江村を無くしますと言わない限りですね、消滅はあり得ないのであります。改めてその付近の心配についてはですね、しっかり消滅はしないということを申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

ただ、山江村の人口は様々な子育て支援や移住定住政策をはじめ、ICT教育の

充実、先般報道されました認知症サポーター比率が日本一などの福祉政策の充実によりまして、社会保障人口問題研究所統計は、もう既にですね、上回っております。社会保障人口問題研究所の推計では、現在山江村は3,000人を切っているとなっておりますが、現状は3,200人と大きく推計人口より上回っております。

といいながらもですね、本村においても人口減少は大きな課題があります。昨年中生まれた出生者数、子どもの数は14名でありました。14名でこのまま推移しますと、山田小学校、万江小学校一緒になっても複式学級というような状況であります。これは山江村は社会増によって、転入によって何とか保っているところでもありますけれども、ただ、そういう出生者数が激減してきているというような大きな課題もあります。人が減るということは村の活力もなくなっていくということにつながりますので、人口を健全に保つための政策が喫緊の課題になってきております。

今回の議会におきましても補正予算に関連予算を計上しているところでありますけれども、山江未来づくり協議会を既に立ち上げておりまして、その未来協議会では、3点あります。一つは、山江の栗などの地域資源がたくさんありますけれども、そういう地域資源活用による仕事づくり、活力づくりが第一点、それから2点目に、山間部の高齢者の方々、または里部は若者の方々もおられますけれども、それぞれ生活課題を持っておられますので、その生活を守る暮らしづくりという点、それから3点目が、今後何もしないとですね、荒れていくことが予想されている農地、田畑や山林の今度どうやって土地を活用していくのかという土地利用、この3点に主題を置きながら、様々な政策の展開といいますか、部会によりましていろんな提言もあろうかと思っておりますけれども、そういう消滅という課題に立ち向かっていきたいと考えているところであります。議会並びに村民の方々のご理解ご協力をよろしく申し上げますとともに、さらに一步進めてですね、実践者、地域づくりのプレイヤーとしてご参加いただきながら、村民総参加による、どこにも負けない力強い村づくりを進めることができたらと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

本日村長提案の議案は、報告案件が4件、専決処分の承認案件が7件、条例の一部改正条例案件が5件、公共工事請負契約案件が2件、令和6年度補正予算案件が1件の合計19件でありますけれども、どうぞ慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げながら、施政方針のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） これで村長の行政報告及び説明が終わりました。

-----○-----

**日程第5 報告第1号 山江村総合振興計画後期基本計画の訂正の報告について**

○議長（森田俊介議員） 日程第5、報告第1号、山江村総合振興計画後期基本計画の訂正の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

山江村総合振興計画後期基本計画の訂正の報告についてでございます。山江村総合振興計画後期基本計画の訂正について、別紙のとおり報告するというものでございます。令和6年6月12日提出、山江村長、内山慶治としております。

提案理由でございますが、令和6年第3回山江村議会臨時会で議決をいただきました山江村総合振興計画後期基本計画の訂正について、議会へ報告する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けてもらいますと正誤表がございますが、内容については、企画調整課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それでは、報告第1号についてご説明いたします。

2枚目をお開きください。山江村総合振興計画後期基本計画正誤表でございます。こちらにつきましては、先ほど村長からもありましたとおり、令和6年第3回山江村議会臨時会のほうで議決をされておりますが、内容について一部訂正事項が発生しましたので報告いたします。

本計画書の第3部、後期基本計画内の第4章、健康福祉、誰もが心身健康に暮らせる村づくりの中で、施策区分4-1、子育て支援の推進の56ページの指標朝ごはんを毎日食べる子どもの割合、令和4年度3歳児健診及び虫歯有病者率、令和4年度3歳児健診の現状並びに目標値の訂正でございます。

まず、朝ごはんを毎日食べる子どもの割合のところでございますが、現状値69.7%、目標値98%のところを現状値100%、目標値100%への訂正でございます。訂正の理由といたしましては、現状値並びに目標値を設定する際の分母の集計に誤りがあったためでございます。

次に、虫歯有病者率、令和4年度3歳児健診でございますが、現状値23.3%、目標値18%のところを、現状値52.6%、目標値40%への訂正でございます。こちらの訂正理由といたしましては、診察日及び別日受診日の人数から算出するところを、診察日のみで算出したため誤りが発生したところでございます。以上、報告を終わります。

○議長（森田俊介議員） それでは、ここで報告第1号について質疑を許します。質疑ありませんか。



[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 報告第1号については、質疑なしと認め、これで終わります。

-----○-----

日程第6 報告第2号 令和5年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（森田俊介議員） 日程第6、報告第2号、令和5年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。  
村長。

○村長（内山慶治君） それでは、報告第2号についてご説明申し上げます。

令和5年度繰越明許費（一般会計）の報告についてでございます。令和5年度繰越明許費について、地方自治法施行令146条第2項の規定により、山江村一般会計予算に係る繰越明許費を別紙のとおり報告するというものでございます。本日提出で村長名でございます

提案理由でございますが、繰越明許費については、地方自治法施行令の規定に基づき、議会へ報告する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。内容については総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、報告第2号について説明いたします。

2枚目の資料をお願いします。令和5年度山江村繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。今回報告します事業は、合計16事業でございます。款、事業名、翌年度繰越額の順に説明いたします。

まず、款2、総務費につきましては、LPガス価格高騰対応生活者支援事業が、翌年度繰越額444万7,000円、同じく総務費ですけれども、球磨川鉄道経営安定化事業が、翌年度繰越額133万7,000円、戸籍システム改修事業が、翌年度繰越額314万6,000円、住民記録システム改修事業が、翌年度繰越額449万5,000円、戸籍附票システム改修事業が、翌年度繰越額363万円、続きまして、款3、民生費につきましては、低所得者支援給付金事業が、翌年度繰越額1,417万6,000円。款5、農林水産業費は、小さな産業づくり事業が、翌年度繰越額69万3,000円、款6、商工費につきましては、山江生活支援県事業が、翌年度繰越額2,396万1,000円、同じく丸岡公園農村広場整備事業が、翌年度繰越額30万円、続きまして、款7、土木費は、急傾斜地等崩壊対策事業が、翌年度繰越額4,550万円、村道大川内萩線、道路舗装補修事業が、翌年度繰越額80万6,000円、款3、翌年度繰越額80万6,000円、社会資本整備事業が、翌年度繰越額6,813万5,000円、続きまして、款8、消防費につ

きましては、防災トイレ整備事業が、翌年度繰越額2,283万9,000円、款9、教育費は万江体育館空調設備等整備事業が、翌年度繰越額1,513万8,000円、款10、災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧事業が、翌年度繰越額5億6,483万7,000円、林道向鶴線法対策事業が、翌年度繰越額7,210万円でありまして、合計16事業の翌年度繰越額の合計が、8億4,554万円でございます。なお、財源の内訳につきましては記載してあるとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（森田俊介議員） それでは、ここで報告第2号について質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。報告第2号は、これについては終わります。

-----○-----

日程第7 報告第3号 令和5年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告について

○議長（森田俊介議員） 日程第7、報告第3号、令和5年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。  
村長。

○村長（内山慶治君） 報告第3号についてご説明申し上げます。

令和5年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告についてでございます。令和5年度繰越明許費について、地方自治法施行令146条第2項の規定により、山江村特別会計簡易水道事業予算に係る繰越明許費を別紙のとおり報告するというものでございます。本日提出でございます。村長名でございます

提案理由でございますが、繰越明許費については、地方自治法施行令の規定に基づき、議会へ報告する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。内容については建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは、報告第3号についてご説明いたします。

2枚目の資料をお開きください。令和5年度山江村繰越明許費繰越計算書（特別会計）でございます。款、事業名、翌年度繰越額の順に説明いたします。

款2、簡易水道事業費、事業名、簡易水道施設整備事業、翌年度繰越額1,930万円、款6、災害復旧費、事業名、簡易水道施設災害復旧事業、翌年度繰越額614万円でありまして、翌年度繰越額の合計が2,544万円でございます。財源の内訳につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（森田俊介議員） それでは、ここで報告第3号について質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。報告第3号についてはこれで終わります。

-----○-----

**日程第8 報告第4号 令和5年度事故繰越し（一般会計）の報告について**

○議長（森田俊介議員） 日程第8、報告第4号、令和5年度事故繰越し（一般会計）の報告についての報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。  
村長。

○村長（内山慶治君） それでは、報告第4号についてご説明申し上げます。

令和5年度事故繰越し（一般会計）の報告についてであります。令和5年度事故繰越しについて、地方自治法施行令150条第3項の規定により、山江村一般会計予算に係る事故繰越しを別紙のとおり報告するというものでございます。本日提出であります村長提案でございます

提案理由でございますが、事故繰越しについては、地方自治法施行令の規定に基づき、議会へ報告する必要があるために提案をさせてもらうというものでございます。内容につきましては総務課長が説明します。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、報告第4号について説明いたします。

2枚目の資料をお願いします。令和5年度山江村事故繰越し計算書（一般会計）でございます。今回報告します事業は、二つの事業でございまして、いずれも淡島裏参道橋の災害復旧に関する事業でございます。款、事業名、支出負担行為額、翌年度繰越額の順に説明いたします。

款7、公共土木施設災害関連事業、支出負担行為額が3,135万8,000円で、翌年度繰越額が3,608万9,000円でございます。それから款10、公共土木施設災害復旧事業、支出負担行為が4億3,365万8,000円で、翌年度繰越額が2億5,566万8,000円でありまして、二つの事業の翌年度繰越額の合計が2億9,175万7,000円でございます。なお、財源内訳につきましては、記載してあるとおりでございます。

説明につきましては、二つの事業とも昨年の5月の大雨によりまして、河川内の施工ヤードの一部が流出したため、年度内の工事完了が困難となり、今回繰越しとなったものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（森田俊介議員） それでは、ここで報告第4号について質疑を許します。質疑

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。報告第4号は、これで終わります。

-----○-----

日程第9 発委第2号 山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第9、発委第2号、山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、委員長の説明を求めます。

議会運営委員長、5番、赤坂修議員。

答弁席からお願いします。

○5番（赤坂 修議員） 発委第2号、令和6年6月12日、山江村議会議長、森田俊介様。提出者、議会運営委員長、赤坂修。

山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記議案を地方自治法第109条第3項第2号及び山江村議会会議規則第13条第2項の規定により、別案のとおり制定するものとするものであります。

提案の理由といたしまして、標準町村議会委員会条例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するため提案するものであります。

2枚目以降に改正する条文を、5枚目以降に新旧対照表を添付しております。なお、附則といたしまして、この附則は公布の日から施行とし、令和6年4月1日から適用することとしております。以上であります。

-----○-----

日程第10 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村一般会計補正予算（第12号））

○議長（森田俊介議員） 日程第10、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村一般会計補正予算（第12号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。令和6年6月12日提出、村長提案でございます。

提案理由でございますが、ふるさと応援寄附金等が令和6年3月末日に確定したために、令和5年度山江村一般会計補正予算（第12号）を専決処分をさせてもらったというものでございます。

1枚開けていただきますと、専第2号、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度山江村一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり専決処分するとして、令和6年の3月29日に村長名で専決させてもらったということでございます。

もう1枚開けてもらいますと、専第2号、予算書でございます。令和5年度山江村一般会計補正予算（第12号）でございます。令和5年度山江村の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,719万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,369万3,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものがございます。令和6年3月29日専決、山江村長、内山慶治としております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、専第2号について説明いたします。

2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。今回の補正につきましては、歳入歳出とも実績に伴います補正でございます。

まず歳出でございますが、主なものについて説明いたします。款12、分担金及び負担金につきましては、川辺川総合土地改良事業農家負担金など、1,219万円を追加するものがございます。款14、国庫支出金は、公共土木施設や農業施設災害復旧工事に伴います国庫補助金など、2,841万円を減額するものがございます。款15、県支出金につきましては、重度心身障がい者医療費補助や球磨川流域復興基金交付金など823万1,000円を減額するものがございます。

3ページをお願いします。款17、寄附金は、一般寄附金やふるさと応援寄附金を2,628万5,000円減額するものがございます。款20、諸収入につきましては、後期高齢者医療広域連合受託事業収入など、623万4,000円を追加するものがございます。款21、村債は、道路新設改良工事などに伴う村債290万円を減額するものがございます。歳入合計、補正前の額から4,719万2,000円を減額いたしまして、55億4,369万3,000円とするものがございます。

4ページをお願いします。歳出でございます。主なものについて説明いたします。款2、総務費につきましては、ふるさと応援寄附金の返礼品や積立金など、

8,006万2,000円を減額するものでございます。款3、民生費は、障がい者及び老人福祉扶助費など2,268万2,000円を減額するものでございます。款4、衛生費につきましては、予防接種委託料など881万5,000円を減額するものでございます。款5、農林水産業費は、農業振興補助金など447万円を減額するものでございます。款6、商工費につきましては、淡島公衆トイレの解体工事費請負費など483万4,000円を減額するものでございます。款7、土木費は、道路維持費など200万8,000円を減額するものでございます。

5ページをお願いします。款9、教育費は、学校施設の光熱水費など375万7,000円を減額するものでございます。款10、災害復旧費は、村道の災害復旧工事費など1,413万8,000円を減額するものでございます。款11、公債費につきましては、償還額の確定によりまして522万9,000円を減額するものでございます。款12、予備費を9,949万8,000円追加いたしまして、歳出合計、補正前の額から4,719万2,000円を減額いたしまして、55億4,369万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。1、変更でございますが、起債の目的、道路新設改良事業、補正前の限度額5,560万円を補正後の限度額5,340万円に、公共土木施設災害復旧事業、補正前の限度額900万円を補正後の限度額830万円とするものでありまして、補正後の記載の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第11 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号））**

○議長（森田俊介議員） 日程第11、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第3号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。令和6年6月12日、本日提出でございます。村長名でございます。

提案理由でございますが、療養給付費等が令和6年3月末日に確定したために、令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を専決処分したと

いうものでございます。

1枚開けていただきますと、専決処分書、専第3号でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分をするとしたものでございます。これも令和6年3月29日に村長名で専決処分させていただいたものでございます。

次に、専第3号、予算書でございますが、令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）でございます。令和5年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,556万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億675万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。令和6年3月29日専決といたしております。

内容につきましては健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、承認第3号につきましてご説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものにつきましてご説明いたします。款1、国民健康保険税につきましては、収納額確定によります342万円の減額でございます。款6、県支出金につきましては、4,280万9,000円減額するものでございまして、普通交付金及び特別調整交付金交付決定によるものでございます。款11、諸収入につきましては、保険者間調整等によります66万1,000円を増額するものでございます。歳入合計、補正前の額から4,556万7,000円を減額いたしまして、4億675万5,000円とするものでございます。

次に、2ページ目をご覧ください。歳出、こちらも同じく主なものにつきましてご説明いたします。款2、保険給付費につきまして、療養諸費及び高額療養費等の給付実績によりまして、3,734万円を減額するものでございます。款6、保健事業費につきましては、人件費及び特定健診審査委託料等、保険事業関係の実績に伴うものでございまして、66万円を減額するものでございます。款10、予備費を716万7,000円減額するものでございます。歳出合計、補正前の額から4,556万7,000円を減額いたしまして、4億675万5,000円とするものでございます。以上、ご説明を終わります。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異

議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を11時25分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時13分

再開 午前11時22分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

日程第12 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号））

○議長（森田俊介議員） 日程第12、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号））を議題として、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第4号についてご説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。村長名でございます。

提案理由でございますが、保険給付費等が令和6年3月末日に確定をしたために、令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）を専決処分させていただいたというものでございます。

開けていただきますと、専第4号、専決処分書でございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分をするということでございます。これは令和6年3月29日に専決処分させてもらったということでございます。

それでは、専第4号の予算書でごありますが、令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）でございます。令和5年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,053万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,218万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳



入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。令和6年3月29日に専決処分させていただいたものでございます。

内容については健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、専第4号につきましてご説明いたします。

2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものにつきましてご説明いたします。款1、保険料につきましては、給付実績並びに介護保険料の収納実績によりまして、1,013万5,000円を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額から1,053万7,000円を減額いたしまして、5億5,218万9,000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきましてご説明いたします。款2、保険給付費につきましては、給付実績によりまして3,712万5,000円を減額するものでございます。款4、地域支援事業費につきましては、介護予防生活支援に伴う委託料及び一般介護予防事業委託料等実績によりまして、280万1,000円を減額するものでございます。款8、予備費を3,038万円増額するものでございます。歳出合計、補正前の額から1,053万7,000円を減額いたしまして、5億5,218万9,000円とするものでございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

**日程第13 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号））**

○議長（森田俊介議員） 日程第13、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号））を議題として、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第5号について説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございます。後期高齢者医療保険料等が令和6年3月末日に確定をしたために、令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）を専決処分させていただいたというものでございます。

開けていただきますと、専第5号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）を

別紙のとおり専決処分をするというものでございます。令和6年3月29日に専決処分させていただきました。

そして予算書でございますが、専第5号、令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）でございます。令和5年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,662万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。令和6年3月29日に専決をしております。

内容については健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、専第5号につきましてご説明いたします。

2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについてご説明申し上げます。款1、後期高齢者医療保険料につきましては、収納額確定によります213万1,000円を増額するものでございます。款3、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金114万6,000円を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額に92万8,000円を増額いたしまして、4,662万3,000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出、同じく主なものについてご説明いたします。款4、予備費を92万8,000円増額するものでございます。歳出合計、補正前の額に92万8,000円を増額いたしまして、4,662万3,000円とするものでございます。以上、ご説明を終わります。

-----○-----

日程第14 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号））

○議長（森田俊介議員） 日程第14、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第6号についてご説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条

第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、ケーブルテレビ使用料等が令和6年3月末日に確定をしたために、令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）を専決処分させていただいたものでございます。

1枚開けていただきますと、専第6号、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分をするとしたものでございます。令和6年3月29日に専決処分しております。

予算書でございますが、専第6号、令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）でございます。令和5年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万6,000を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,402万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。令和6年3月29日に専決処分させてもらったものでございます。

内容については企画調整課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それでは、専第6号についてご説明いたします。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについてご説明いたします。款2、使用料及び手数料、ケーブルテレビ使用料並びに手数料を61万5,000円減額、歳入合計、補正前の額から68万6,000円減額しまして、5,402万8,000円とするものでございます。

3ページ目をお開きください。歳出、款1、総務費、派遣職員の委託料を97万円減額、2、ケーブルテレビ事業費、光熱水費並びに修繕費を103万円減額、4、予備費を131万4,000円追加し、歳出合計、補正前の額から68万6,000円減額しまして、5,402万8,000円とするものでございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第15 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（森田俊介議員） 日程第15、承認第7号、専決処分事項の承認を求めること

について（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題として、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第7号についてご説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるといふものでございます。本日提出、提案でございます。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）等が、令和6年4月1日から施行されたことに伴いまして、山江村税条例の一部を改正する必要があるために、専決処分させていただいたというものでございます。

1枚開けていただきますと、専第7号、専決処分書がございますが、山江村税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するとしたものでございます。これは令和6年3月31日に専決処分させていただいております。

1枚開けていただきますと、山江村の税条例の一部を改正する条例でございます。それから、途中からですね、山江村税条例の新旧対照表も添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

内容については、いわゆる上位法の改正に伴います税条例の改正でございます。主な概要はですね、令和6年度分の個人住民税に限り特別税額控除、これは定額減税、いわゆる個人住民税所得割、1万円×課税対象人数分となるわけですけれども、その規定の新設であります。それから固定資産税の負担調整措置等の延長及び、令和6年能登半島地震災害の被災者に係る雑損控除等の特例に係る手続き規定、その他地方税法等の改正に伴う条文の改正、条項のずれ、文言の修正など、条文の整備を行い、専決処分をさせていただいたというものでございます。

なお、施行日につきましては、令和6年4月1日を基準とし、項目によって施行日が異なりますが、それぞれの項目の施行日につきましては、附則に記載してあるとおりでございます。以上でございます。

-----○-----

**日程第16 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）**

○議長（森田俊介議員） 日程第16、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題として、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第8号についてご説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出、提案でございます。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が、令和6年4月1日から施行されたことに伴いまして、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるために、専決処分させていただいたというものでございます。

1枚開けていただきますと、専第8号、専決処分書でございます。山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分としたものでございます。令和6年3月30日に専決処分しております。

1枚開けてもらいますと、一部を改正する条例でございますし、その次には新旧対照表を添付しておりますけれども、これも上位法、いわゆる上の法律が変わったということによります条例改正でございます。

内容としましては、中間所得者層の負担緩和を図るために、高所得者層の課税限度額を現行の104万円から106万円に引き上げ、また、低所得者層の保険税負担を図るため、軽減判定基準を引き上げる改正を行い、専決処分をしたというものでございます。施行日としましては、令和6年4月1日でありまして、それ以前の分につきましては、従前の例によるものでございます。以上でございます。

-----○-----

**日程第17 議案第31号 職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（森田俊介議員） 日程第17、議案第31号、職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第31号についてご説明を申し上げます。

職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。職員の分限の方法及び効果に関する条例（昭和27年条例第3号）の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。令和6年6月12日、本日提出、提案でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定に基づき、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただきます。

1枚開けていただきますと、条例の一部を改正する条例でありますし、その裏には新旧対照表を添付しておりますけれども、この条例につきましても上位法である地方公務員法の規定に基づき、一部改正するものでありまして、ないようとしましては、現在の条例に職員の失職に関して例外の規定がありますけれども、職務上生じたものが条件となっています。現状としまして、職員の環境は、職務上のみならず地域活動等に参加する機会がありまして、職務以外でも過失による事故を起こす危険性というのがあります。従いまして、職務以外の活動も失職の例外とするため、条文に規定されている職務上を削除するなどの一部改正でございます。

なお、この条例の一部は、公布の日から施行するというものでございます。以上でございます。

-----○-----

#### 日程第18 議案第32号 山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第18、議案第32号、山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第32号についてご説明を申し上げます。

山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第23号）の一部を改正する条例を別案のとおり制定というものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、熊本県重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただきます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例でございますし、その裏には新旧対照表も添付しております。本条例につきましては、山江村重度心身障害者医療費助成の自己負担額を変更するというものでございます。本条例につきましては、山江村重度心身障害者医療費助成の自己負担額を変更するというものであります。熊本県が単独事業で行うその他の医療費助成事業は、令和5年度から自己負担額の端数を切り捨てた額へ改正をされておりまして、同じ単独事業である重度心身障害

者医療費助成事業についても、端数を切り捨て額への改正が行われました。従いまして、これに準じて本村の条例も一部改正するというものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するというものでございます。以上でございます。

-----○-----

**日程第19 議案第33号 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（森田俊介議員） 日程第19、議案第33号、山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 次に、議案第33号についてご説明を申し上げます。

山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を改正する条例を別案の制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けますと一部を改正する条例でありまして、その次には新旧対照表を添付してありますけれども、本件につきましても、いわゆる上位法の改正に伴う条例の一部改正になります。改正の内容としましては、令和5年12月22日に閣議決定された子ども未来戦略に基づきまして、安心して子どもを預けられる体制整備を行うというものでございまして、保育士1人当たりが受け持つことができる数を引き下げるといったものになっております。対象となる施設は、定員19名以下の小規模保育所及び事業所内保育所であるため、現在のところ本村に該当する保育所はございませんが、上位法の改正に準じて本村の条例も一部改正するというものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでありますけれども、経過措置を設けてございます。以上でございます。

-----○-----

**日程第20 議案第34号 山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（森田俊介議員） 日程第20、議案第34号、山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 次に、議案第34号についてご説明を申し上げます。

山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村営住宅条例（平成9年条例第7号）の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づいた入居者資格に見直すことにより、居住の安定を図るには、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと一部を改正する条例でございますし、最後のページには新旧対照表を添付しておりますけれども、この内容につきましてはですね、住宅に困窮する者や村営住宅に入居を希望する者の居住の安定を図るために、公営住宅法の規定に基づいた入居者資格基準を改正するというものでございます。いわゆる村営住宅に入居できる者の平均収入月額の上限は、現在15万8,000円でございますけれども、特例として、身体障がい者その他特に居住の安定を図る必要があると認められる者が入居させる場合など、平均収入月額が上限21万4,000円から25万9,000円というものに引き上げるものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するというものでございます。以上でございます。

-----○-----

**日程第21 議案第35号 万江体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（森田俊介議員） 日程第21、議案第35号、万江体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第35号についてご説明を申し上げます。

万江体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをでございます。万江体育館の設置及び管理に関する条例（令和5年条例第13号）の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございます。提案理由につきましては、万江体育館を適正に管理するに当たりまして、本条例の一部を改正する必要があるため提案するというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例でございますし、最後には新旧



対照表をご参照いただきたいと思います。万江体育館におきましては、指定避難所として現在空調設備の設置工事を行っているところであります。空調設備工事の完了に伴いまして、施設の適切な管理を行うために条例の一部を改正するというものでございますが、内容は、体育室の冷暖房の設備を使用した場合の使用料を1時間当たり1,000円と定め、別表に追加をするというものでございます。山田小、山江中の体育館使用料を参照にしながら定めたというものでございますが、施行日は公布の日からといたしております。以上でございます。

-----○-----

## 日程第22 議案第36号 公共工事請負契約の締結について

○議長（森田俊介議員） 日程第22、議案第36号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第36号についてご説明を申し上げます。

公共工事請負契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負契約を締結するものとするというものでございます。本日提出でございます。

記として表を掲げておりますが、横に工事名、事業量、契約金額、契約の相手方、入札の方法の順に読み上げさせていただきたいと思います。

工事名につきましては、令和6年度林道坂本山江線R2災5号箇所及びR4災、災害復旧工事でございます。事業量につきましては、R2災5号箇所が、施工延長が38メートル、大型ブロック擁壁工が169.5立方メートル、6号箇所施工延長が19メートル、法面保護工が292.1立方メートル、R4災施工延長が21メートル、大型ブロック擁壁工が84立方メートルでございます。契約金額につきましては、6,292万円としております。契約の相手方が、熊本県球磨郡山江村大字万江甲1049-1、株式会社中央設備代表取締役、林田啓一としております。敬称を略しました。入札の方法は指名競争入札にて入札をした結果であります。

次に、提案理由でございますが、この工事請負契約の締結につきましては、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、いわゆる5,000万円以上の契約であります。議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

内容につきましては、令和2年7月豪雨及び令和4年台風災害による基幹林道坂本山江線の災害復旧工事となります。令和2年災につきましては、5号箇所、6号箇所の2か所となっており、5号箇所では、路肩の崩壊による大型ブロック擁壁工、6号箇所では、植生マットによる法面保護工を実施するものであります。

また、令和4年災につきましては、路肩の崩壊による大型ブロック擁壁工を実施

するものであります。

以上3本の工事をですね、合札しまして、5月23日に入札を行い、5月29日に仮契約を締結しております。本契約の締結につきましては、議会議決後に行わせていただきたいというものでございます。以上でございます。

-----○-----

### 日程第23 議案第37号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（森田俊介議員） 日程第23、議案第37号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 次に、議案第37号についてご説明申し上げます。

公共工事請負変更契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負変更契約を締結するというものでございます。本日提出でございます。

これも記といたしまして表を示しておりますけれども、工事名、事業量、契約金額、契約の相手方、入札の方法の順に読み上げさせていただきますと思います。

工事名につきましては、令和5年度・災歩道第5680号村道岩ヶ野下払線道路災害復旧工事でございます。事業量につきましては、復旧延長が当初ですね、変更前ではありますが、復旧延長が47メートル、残土処理工が3,732立方メートル、擁壁工が1,539立方メートル、エース舗装工が313立方メートル、U字溝敷設が52メートル、防護策設置工につきましては57メートル、区画線工につきましては115メートルでございます。

それを変更後につきましては、変更したところを申し上げますけれども、残土処理工が4,657立方メートルと増えております。エース舗装工が339平米であります。増えております。それからU字溝敷設が51メートル、防護策設置工が58.5メートル、区画線工が128メートルと変更がありまして、変更前の契約1億7,710万円でございますけれども、変更後の金額1億8,627万2,144円となりまして、917万2,144円を変更させてもらうということでございます。契約の相手方につきましては、熊本県球磨郡山江村大字山田甲857-19、有限会社山本建設代表取締役、山本征治であります。敬称を略しました。入札の方法につきましては指名競争入札、変更前に行っておりましたので、変更後は入札率による変更契約を行うというものでございます。

提案理由でございますが、この工事請負変更契約の締結につきましては、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくものでございます。いわゆる5,000万円以上の契約でございます。

内容につきましては、令和5年度におきまして、施工延長47メートルの道路災害復旧工事を進めているところでありますけれども、村内に工事箇所が集中したことや、他事業、これは治山工事との調整に不測の日数を要したことから、工期を延長して施工しているというものでございます。当該工事において、残土処理量の増、アスファルト舗装面積の増、区画線延長の増など、事業量が増加したことによりまして、本工事を増額するものでございます。この道路につきましてはですね、既に通れる状況でありますので、こういう変更契約をするところでありますけれども、既に村の責任において供用を一部開始しているということでありまして、下払の方々が既に活用をされているということでございます。

議会には非常に契約前にですね、村の竣工前に供用開始するということになりましたが、4年間近く下払の方々は苦勞されてきたということでありますので、一日でも早く通したいという思いの中、通させてもらっているところであります。どうぞご了承いただきまして、議決のほどよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

#### 日程第24 議案第38号 令和6年度山江村一般会計補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第24、議案第38号、令和6年度山江村一般会計補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 次に、議案第38号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村一般会計補正予算（第1号）でございます。令和6年度山江村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,470万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,170万2,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものがございます。本日提出でございます。村長名で提出しております。

内容につきましては総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、議案第38号について説明いたします。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でござ

いますが、款14、国庫支出金につきましては、村道新設改良工事に伴います社会資本整備交付金や定額減税及び低所得者に対します物価高騰対策給付金によります国からの重点支援地方交付金など、4,831万7,000円を追加するものでございます。款15、県支出金は、林道向鶴線法面改良工事の財源組み替えによる減額や、仮設住宅の木造を活用しました丸岡公園施設整備事業に伴います球磨川流域復興基金交付金の追加など、合計で300万円を追加するものでございます。款18、繰入金につきましては、石蔵拠点整備事業に伴います用地購入費や、農村型地域運営組織形成事業などに関する財源としての基金繰入金8,929万円を追加するものでございます。款20、諸収入は、GIGAスクール事業委託金99万5,000円を追加するものでございます。款21、村債につきましては、林道向鶴線法面改良工事の財源組み替えや村道新設改良工事などに伴います、村債2,310万円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に1億6,470万2,000円を追加いたしまして、45億3,170万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございますが、主なものについて説明いたします。款2、総務費につきましては、石蔵拠点整備事業に伴います用地購入費や定額減税補足給付金など、9,333万8,000円を追加するものでございます。款3、民生費は、低所得者に対する物価高騰対策給付金など、1,267万7,000円を追加するものでございます。款5、農林水産業費は、県営田んぼダム普及拡大モデル事業負担金ややまえ栗振興協議会助成金など、143万3,000円を追加するものでございます。款6、商工費につきましては、温泉センターの厨房動力回路改修工事や仮設住宅の木材を活用しました丸岡公園施設整備のための工事請負費など、3,460万円を追加するものでございます。それから款7、土木費は、村道の舗装補修工事請負費など、1,780万円を追加するものでございます。それから款9、教育費は、GIGAスクール事業など、158万2,000円を追加するものでございます。款10、災害復旧費につきましては、下城子地区の排水路災害復旧工事請負費など、960万円を追加するものでございます。款12、予備費を718万3,000円減額いたしまして、歳出合計、補正前の額に1億6,470万2,000円を追加いたしまして、45億3,170万2,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。

1、変更でございますが、起債の目的、緊急自然災害防止対策事業、補正前の限度額1,980万円を補正後の限度額2,980万円に、道路新設改良事業、補正前の限度額6,230万円を補正後の限度額7,540万円とするものでありまして、

補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第 25 議員派遣の件

○議長（森田俊介議員） 日程第 25、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付しております内容で議員を派遣するものです。

これで提案理由の説明は終わりました。

また、3月議会定例以降、各種団体より陳情書等が 2 件提出されて議会へ届いております。この件につきましては、事前にそれぞれ議員各位へ資料を配付しております。各議員で内容をご確認いただき、必要な場合には後日議員提案としてなされるようお願い申し上げます。

以上で、本日の日程は終了しましたので、散会したいと思います。

ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後 0 時 08 分

第 2 号

6 月 1 3 日 ( 木 )

## 令和6年第4回山江村議会6月定例会（第2号）

令和6年6月13日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

日程第1 一般質問

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白川俊博議員	2番 北田愛介議員
3番 本田りか議員	4番 中村龍喜議員
5番 赤坂修議員	6番 横谷巡議員
7番 立道徹議員	8番 西孝恒議員
9番 久保山直巳議員	10番 森田俊介議員

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山口明君

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 内山慶治君	副村長
教育長 藤本誠一君	総務課長 平山辰也君
税務課長 迫田教文君	企画調整課長 清永弘文君
産業振興課長 松尾充章君	健康福祉課長 今村禎志君
建設課長 蕨野昭憲君	教育課長 一二三信幸君
会計管理者 高橋忍君	農業委員会事務局長 新山孝博君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（森田俊介議員） 本日は、会期日程第2日、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、5名の議員の一般質問の通告がなされております。通告順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせ60分といたしますが、質問をされる議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って、適切な質問をいただきますよう要望いたします。また、質問の際に、答弁の繰り返しにならないようご注意ください。一方、執行部におかれましても簡潔にわかりやすく答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに5番、赤坂修議員より、1. 第6次山江村総合振興計画について、2. アンケートの回収率について、3. 国営川辺川総合土地改良事業負担金の徴収状況について、4. 特定外来生物の駆除についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。5番、赤坂修議員。

#### 赤坂 修議員の一般質問

○5番（赤坂 修議員） 5番議員、赤坂です。議長より発言の許しがありましたので、一般質問をいたします。

今回は、今、議長が言われましたように、1点目として、第6次山江村総合振興計画について、2点目、アンケートの回収率について、3点目、国営川辺川総合土地改良事業負担金の徴収状況について、4点目、特定外来生物の駆除について、以上、4点通告しておりますのでよろしくお願いいたします。

まず1点目、第6次山江村総合振興計画についてお伺いをいたします。

4月25日の新聞に県内18市町村消滅可能性、若い女性50年までに半減という記事が出ておりました。村長も昨日の行政報告の中で説明をされておりましたが、政府が人口減少の歯止め、東京一極集中の是正を掲げた地方創生の取り組みを始めて今年で10年になり、今回人口戦略会議が公表したのは、子どもを生む中心世代となる20代から30代の女性が、2020年から2050年までの30年間で50%以上減ると推計される自治体ということで、球磨郡では5町村、山江村も含ま



れておりました。山江村の2020年の20代から30代の若年女性人口が240名で、それが2050年には98名まで減少し、減少率59.2%と推計されておりました。

毎年3月から4月にかけて高校を卒業すると、大学や専門学校進学、都会への就職などによる人口の流出、このような人口減少、社会減対策は、地方ではどうにもできないむずかしい問題であります。

そこで、このような状況の中で、第六次山江村総合振興計画後期基本計画が3月臨時議会で承認されております。計画の中で四つの基本方針が設定されており、1番目に仕事をつくるということで掲げられており、山江村の人口減少、社会減対策と考えますのでお伺いをいたします。

仕事をつくるとして、基幹産業である農林水産業や商工業の付加価値を高め、多様な働き場を創出するとともに、担い手の育成を推進し、また、地域特性を生かした企業誘致活動や企業支援に努め、雇用の場を確保し、強い産業づくりなど、本村を支える基幹産業の発展とそれに関連する産業、村の活力につながる魅力ある雇用づくりを目指すとあります。

アンケート調査でも、山江村の行政で今後特に力を入れてほしいと思われるものとして、2番目に企業誘致、雇用対策があがっております。企業誘致活動については、人吉球磨しごと創生連絡協議会で、人吉球磨10市町村で企業誘致に関する情報交換や連携しての企業誘致の推進をされております。人吉や他の町村への企業進出についてはたまに新聞に出てくることありますが、人吉球磨での企業誘致の実績はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは本日は一般質問となっております。いつものようにですね、大きな項目といいますか、村政の方針、それから新しい制度を創設するというような項目については、私のほうから答弁させていただきますし、業務の推進の内容等についてはですね、担当課長より答弁させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

お尋ねの件につきましては、企画調整課長が答弁いたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。令和6年3月に策定しました山江村総合振興計画後期計画におきましては、平成31年3月に策定しました山江村総合振興計画の基本方針を引き継ぎ、計画を進めることとしております。まず、過去5年間の企業誘致活動の内容でございますが、人吉球磨10市町村で構成する、議員が申されましたとおり、人吉球磨しごと創生連絡協議会としましては、

平成31年度に県企業立地課と意見交換会、人吉球磨の誘致企業関連施設見学、九州管内企業訪問、企業立地フェアへの参加等となります。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨により活動の実績はございません。令和3年度におきましては、熊本県東京事務所との意見交換や先進地自治体研修として佐賀県を訪問、また、球磨地域振興局主催によるワーケーションモニターツアーへの協力、意見交換会への参加をしております。令和4年度には、前年同様に熊本県東京事務所との交換会、先進地研修に加え、起業家向けのセミナーを実施しております。また、村独自の事業でございますが、働く場の確保として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て中の女性を中心に在宅ワークを始めたいと考えている方を対象に、在宅ワーカー人材育成事業にも取り組んでおります。

令和5年度におきましては、人吉球磨しごと創生連絡協議会の地域人材育成確保事業として、二十歳を迎える若者を対象にアンケート調査等も実施しております。

実績でございますが、人吉球磨の企業誘致の実績は、平成30年度から令和4年度の5年間ですけれども8件でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） ただいま企業誘致については8件ということでお伺いいたしました。後期基本計画の先ほどの基本方針があつて、次に基本目標として、本村の人口減少に歯止めをかけるには、特に若い世代の都市部への転出超過を解消する必要があり、そのために本村を支える基幹産業の発展と村の活力につながる魅力ある雇用づくりを目指すとして、企業誘致に関しては、地域特性を生かした企業誘致活動、施策の内容に山江村の環境、資源を生かすことができる企業とのマッチングとありますが、地域特性を生かした企業、山江村の環境、資源を生かすことができる企業とは、具体的にはどのような企業を想定されているのかお伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。山江村は企業誘致に有利な地域特性として、九州自動車道の人吉インターに近いこと、森林や水など豊富な地域資源に恵まれていることなどがあげられます。また、教育分野では、ICT教育、英語教育の充実など、地域特性に併せ、地域資源としましては、今年3月に地理的認証保護制度（GI）に登録されたやまえ栗や柚子など農産物もあり、キノコ生産事業者が柚子胡椒の生産に参入したり、また、機械設備事業者がニオイヒバや柚子のアロマオイルの製造に取り組むなど、地域資源を生かした新たな動きもございます。

企業とのマッチングとしましては、ICT教育の特性を生かし、全国ICT教育

首長協議会との協賛で開催されましたニューエデュケーションEXPO2024東京に参加し、山江中学校に設けておりますサテライトオフィスのPR活動も行ってきました。

また、現在進めております石蔵活用拠点整備においても特産物であるやまえ栗による産業、地域振興を軸として、生産、出荷調整の機能、加工、商品化、流通・販売・飲食機能など、取り組める企業が参画しやすいような制度を設計しながら、企業誘致から新たな雇用の場の確保につながるよう計画を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） ありがとうございます。次に、施策の中で、企業が進出しやすい環境整備とありますが、山江村企業立地促進条例で、奨励措置として、固定資産税の減免、工場等建設に係る土地取得奨励金の交付、雇用奨励金の交付がありますが、このほかに何か考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。先に議員のほうから申されましたとおり、山江村企業立地促進条例を定めており、村内に工場を新設、造成する者に対し、奨励措置として、条件を満たした場合には、固定資産税の減免、工場等の建設に係る土地取得の奨励金の交付、雇用奨励金の交付など支援制度を整備しております。

また、山江村のほうとしましては、企業進出しやすい環境整備としまして、蕨野工業団地を整備しております。こちらのほうには、自動車解体事業者やキクラゲ工場などが進出しております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 新しい制度をつくる考えはないかというようなこともありましたので、その件について私から答弁させていただきたいと思っております。

先ほど課長のほうが申しましたICT教育のですね、先般行いましたニューエデュケーションEXPO2024は、これは東京のファッションタウンビルという江東区のほうで行われたところですが、そこにICT関連の企業がですね、多数出店しながら企業アピールをしておりました。もちろん教育教材を作るとかですね、いろんな新しい機材の紹介、ICT教材の紹介とかするようなイベントでありますけれども、そこで教育長と、それから企画調整課の担当で、山江中学校にサテライトオフィスを設けております。英語教室とコンピューター室、いわゆる社会人枠として設けてあるスペースですけれども、そこにサテライトオフィスとして来ることはできないかというような問い掛けを誘致をさせてもらっているというところであり

ます。若干反応はあったということでありませけれども、例えば英語学習の教材を作る企業が来たら、山江中学校の英語学習の状況に併せてどういうソフト教材を作ればいいのかというのがわかりますし、また、そういう教室に行つてですね、そういうことを教えたりもその企業ができるという利点もあります。それによって日本のモデル的な英語教材を作るとかですね、また一つの例ですけれども、そういう誘致をひとつしているところです。

それともう1点は、資源を活用した雇用、また活性化を図ると私、昨日も申し上げましたけれども、その中心として、石蔵の拠点の整備をしていこうというのがあります。これは単に山江村がつくる施設のみならず、民間からも積極的に来ていただきながら、いろんな事業を展開していただきたい。生産・出荷調整や加工・商品化、それから食堂機能等もですね、民間の方の活力も活用したいと考えております。

従いまして、現在の山江村企業立地促進条例だけではなかなかマッチしない部分もありますので、その山江村企業立地促進条例の見直しと、さらなる、いわゆるインセンティブといわれる来てもらふような動機づけの政策ですね、それから、来てもらったときのベネフィットですね、どういう利点あるのか、利害関係があるのかということについて、現在考えをですね、まとめているところであります。

いずれにしても、実は昨日消滅市町村で頑張っていくというようなことを言いましたけれども、実は消滅市町村と言われながら、山江村は反対に過疎指定を外れようとした例もあります。非常に統計のとり方によってそうなるということでもありますので、ただ、人口減少ということは間違いありませんので、しっかりそういう仕事づくり、産業づくりも含めて、いろんな制度もですね、検討していきたいと思つているところであります。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） よろしくお願ひいたします。先ほど蕨野工業団地の話をされましたけれども、企業誘致となりますと工業用地ですね、それも必要になるかと思ひますが、それに対しての今後の考えと、またICT関係になりますと工場といひますか、小さなオフィスでですね、仕事ができるということで、空き家等を活用した誘致とか、そのへんの考えはないのか、よろしくお願ひいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答ひいたします。蕨野工業団地につきましては、今現在2筆ほどまだ用地が残つておりますので、そちらの動き次第で新たな動きも検討をするべきかと思つております。

また、空き家を活用した企業誘致ということでございますが、民間、事業所のほうからそういった申し出があればですね、村としても協力したいと思つております。

以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） ありがとうございます。次に、Uターン対策として、給付型奨学金についてとして通告しておりますが、Uターンとは、生まれ育った故郷から離れて、都会などで進学、就職していた人が、再び故郷に戻って働くことを指すということだそうですが、村長が以前、奨学金を借りて高校大学を卒業して、地元に戻り就職した場合は、奨学金の償還を免除するといったことも考える必要があるのではないかと言われたことを記憶しております。

6日の新聞に高森町では、卒業後に町に住民票を置いて就業した期間は、返還を免除するというようなことで、既に実施されているようであります。私もぜひそのような文言をですね、山江村奨学金貸付条例に入れていただきたいと考えているところですが、村長のお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは私の考えということではありますが、現在はですね、奨学金の基金を6,000万円ほど設けて、その基金の中で、高校生1万円、大学生は3万円貸しています。現在残っているのが、今の基金の状況は5,900万円ありますけど2,100万円残っていますので、4,000万円の運用をしながら奨学金制度を設けているということでもあります。

ただ、この奨学金制度で卒業されて、それぞれの希望のところに就職されるわけでありましてけれども、議員おっしゃるとおり、先般の議案審議のときだったと思いますけれども、私も将来的には山江村に戻ってきて、定住したら、その奨学金は返さんでよかごとできんどかなあというようなことを申しました。と言いましたら、そういうところもやっているところもあるというような話も議員の中からでました。これだけですね、やっぱり若者の定住が、要するに山江中学校30人から40人出て高校生卒業するわけです。山江に戻ってくるのは3、4人ですので、そういう状況の中に、やはり一度外に、都会に出られた方が、しっかり山江に戻ってきてもらうためのひとつの呼び水としてですね、その場合は奨学金の返還は要らないというような制度につきまして、前向きに検討していきたいと思っているところであります。以上です。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） ありがとうございます。企業誘致につきましては、県北地域にはTSMCの進出で活気づいておりますが、県南では熊本都市圏へのヒト・カネの集中や、県南への交通アクセスの悪さが格差を生む要因だと言われております。

しかし、天草市では、物流や立地の面で不利となる製造業中心だった誘致戦略の

見直しや、地元と進出企業をつなぐ活動に官民が連携して力を入れたことが奏功して、IT関連が中心で、3年で25社の企業が進出したとありました。海と山では環境や解放感が全然違いますが、人吉球磨一体となって企業誘致や農林水産業、商工業に関連した雇用の場の創出を推進していただきたいと思います。

2点目、アンケートの回収率について伺います。それぞれの事業計画をするために村民の意向、考えを聞く場合、アンケート調査を実施されますが、第6次山江村振興計画後期基本計画、健康福祉課からは山江村健康増進計画、山江村障害者障害者福祉、障害児童福祉計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の立派な冊子の配布がありました。それぞれの計画に対してアンケート調査をされ、回収率が報告されております。

その中で、第6次山江村振興計画前期事業計画では、回収率32.1%、今回の後期基本計画33.2%、山江村健康増進計画の村民アンケート調査の回収率が33.1%となっております。どれも似通った回収率となっておりますが、健康増進計画の小学5年生のアンケート調査のように、回収率100%が一番いいわけですが、担当課において、それぞれの回収率についてどのような評価をされているのか伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。第6次山江村総合振興計画の策定に関して実施しましたアンケート調査の回収率でございますが、平成31年3月に策定しました第6次山江村総合振興計画のアンケート調査は、配布数1,193件に対し有効回収表数が383件、回収率が32.1%となります。

また、令和6年3月に策定しました第6次山江村総合振興計画後期基本計画のアンケート調査は、配布数1,189件に対し有効回収表数395件、回収率33.2%であります。回答率に関しましては、国の統計調査基準、許容誤差5%、信頼度95%で、5集団を1,000とした場合に約280、28%のサンプル数を参考にした場合、おおむね評価できる回答率だと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは2点目、山江村健康増進計画のアンケート回収率の評価についてということでございます。このアンケートの回収につきましては、3パターンで行っておりますので、それぞれ申し上げます。一つ目は、無作為に抽出しました本村在住の20歳以上の方を対象に行ったアンケート調査でございます。対象者数が840件に対しまして有効回答数が278件、有効回答率は33.1%、これは赤坂議員が申されたとおりにかと思っております。これについては、アンケート調査の一般的な回収率でございます、おおむね評価をするに値する回答率であ

ったのではないかと考えております。

二つ目、これが小学生調査でございますが、本村の小学5年生44名に対しまして実施させていただいております。44名に対して有効回答数が44件ということで、有効回答率が100%となっております。

三つ目、ここでは中学生調査でございますが、山江中学校生徒、1年生から3年生までの126名に対して実施させていただきました。126名に対し有効回答数が107件、有効回答率が84.9%となっております。

こちらの小学生及び中学生を対象といたしました調査につきましては、各学校のご協力もありまして、非常に高い回収率であり、十分に小中学校の児童生徒のご意見を伺えるものになったと評価しております。

これを合計いたしますと、1,010件のアンケートに対しまして429件の有効回答者数でございます、42.5%と非常に高い回収率となったところでございます。こちらにつきましては、非常に良い評価ができるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） 今、各課の評価を伺いましたけど、国の評価では28%あれば十分に反映されているような形だそうですが、第6次山江村総合振興計画後期基本計画では、アンケート回答者属性として、年代別に報告されていて、50代から80代の回答率が82%、20代から40代の回答率が16%となっております。このような山江村で全国、国とは違いますけど、小さな村で山江村振興の基本となる総合振興計画の中に、バランスの取れた村民の意向、意見が反映されているのかなと思うところであります。どちらもですね、今、良い評価をされているということでしたけれども、どちらも回収方法として郵便による回収となっておりますが、今後ですね、回収率を上げるために回収方法等を検討する考えはないのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 計画策定に当たってのアンケートの回収率ですが、鬼門はですね、その計画が本当に有用かどうか、アンケートを採った効果というのが、しっかりその計画の中に反映されていると認められるかどうかということであろうかと思っております。

私もコンサルのほうにお伺いしましたら、通常30%から40%あるとそのアンケートの効果は認められ、要するに計画に反映できるというようなことでありますので、私のほうからも申し添えておきます。

ただ議員おっしゃるとおり、数多くの村民の方々の意見を反映させる、そしてし

っかりとした計画を作るということは、もちろん大事なことでありますので、できるだけ回収率を高めるための努力をしていくべきかと私も考えているところであります。なお、そのやり方についてはそれぞれ課長のほうから答弁をしてもらいます。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回実施しましたアンケートの徴収方法としましては、郵送による返信のほうを基本として、また一部直接企画調整課のほうに持参されたものもございます。今回アンケートの趣旨としましては、村づくりに対して家族の中で話し合っていたいただき、それをもとに回答していただくということで、世帯ごとのアンケート調査となっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） アンケートの徴収方法ということでございます。健康増進計画につきましては、2パターンのアンケート調査を行っております。一つは、先ほど申しました20歳以上の方、無作為の840件を抽出しというものでございますが、こちらは議員おっしゃるとおり紙ベースのアンケートで、郵送、そして返信用封筒を同封いたしまして、返送または役場への持参による回答をお願いしたものでございます。

二つ目は、小学生調査及び中学生調査でございます。こちらは学校を通じて案内文を配布させていただき、回答についてはすべてウェブ回答による回答をお願いし、調査をしたものでございます。

回答方法については以上でございますが、今年度また二つの計画を策定するに当たりましては、紙ベースとウェブ回答、両方面で行いたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） ありがとうございます。第5次ですけど、山江村総合振興計画後期基本計画のアンケート調査の回収率は69.7%となっており、調査方法としては、区長を通じて配布、回収となっております。なるだけですね、回収率が上がるような方法をですね、ご検討をお願いしたいと思います。

3点目として、国営川辺川総合土地改良事業負担金の徴収状況についてとしておりますが、3月定例会の村長の行政報告の中で、川辺川土地改良区理事会の報告をされ、その理事会で滞納が発生し、その滞納について協議をしたという報告がなされました。負担金については、令和5年度から山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例に基づき、担当課で受益者から徴収するというところになっておりますが、負担金の額や償還方法を確認する国営事業負担金償還確認書



について、全受益者からの確認書の徴収はできているのか、お伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、赤坂議員のご質問にお答えいたします。国営川辺川総合土地改良事業につきましては、皆様ご承知のとおり、令和5年3月に事業が完了し、令和5年度、令和5年4月から負担金の償還が始まりました。事業完了に先立ち、各土地所有者の方へ負担額の周知と償還方法、これは規定の償還にするのか繰上償還、一括で償還するのかの希望を確認する目的で、議員が申されました国営事業負担金償還確認書のほうを令和3年10月、当時の対象者143名、延べ202通を発送しております。

確認書の回収状況につきましては、202通中151通、回収率は74.8%となっておりまして、この間届け出がない所有者に対しましては、催促状を送ったり、連絡がつく方については電話等による勧奨を行っているところでございます。確認書が提出されなかった所有者の方につきましては、規定の償還、15年の償還で納付する旨の事務処理を行っているというところで、全所有者について一応確認は行っているというところでございます。しかしながら、回答が得られなかったところは、規定償還での事務処理をとらせていただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） 確認書については全部取れていないということでございますけれども、これは基本であります。最後の確認ですかね、これだけ自分の負担金があるというのは本人さんの確認だと思いますので、その確認が取れていないということはですね、何か問題があるかなと思いますので、ぜひ100%というのをですね、不可能かもしれませんがよろしくお願ひしたいと思ひます。

1回目の償還が令和6年3月まででしたが、一括で納められる方、年賦償還でもされる方おられると思いますが、ただいまその確認書も100%取れていないということでございますので、今の短期の償還状況ですね、そのへんについて状況はいかがなのかお伺ひいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。先の議員のご質問ですが、負担金償還確認書につきましては、事前のお知らせというような文書も付けておりますので、希望を必ず出してくれというものでもございませんでしたので、申し添えさせていただきます。ですから土地所有者すべての方について、負担金の当時の概算金額のほうはお示ししているところでございます。

また、令和5年度の負担金償還に係る通知の発送につきましては、事業完了後の

事業金額の精査や国の事務処理のですね、若干の遅れによりまして、令和5年12月に関係6市町村同時期に負担金の納付書を発送しております。

令和5年度の償還予定額1,572万8,804円に対しまして、収納額は1,547万5,138円となっております。償還率は98.39%となっております。未納の金額は22万円ほどとなっております。納入されない方につきましては、20数名おられましたけれども、償還督促状や電話で連絡がつく方については、電話による納付の勧奨等を行っているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） ありがとうございます。負担金の償還については、その対象農地から収益を出して、その収益からですね、償還をしていくことが理想だと考えますが、川辺川総合土地改良事業につきましては、計画から相当な期間が経ち、受益者の高齢化、担い手不足、農業への意欲の低下、肥料、農薬、資材等の高騰など、厳しい農業環境の中での負担金の償還で、厳しいものがあると思います。今後区画整理、造成地についてはですね、各土地、水はけとか土質、傾斜がついている畑地等、圃場ごとに違ってきますので、それぞれの農地に適した作物の選定、栽培指導や農地の借り貸し等の手助けなど、受益者に応じた対応方をよろしく願いいたします。

最後になりますが、4点目として、特定外来生物の駆除についてとしておりますが、万江の県道坂本人吉線では見かけませんが、山田の県道相良人吉線の道端や花壇に、毎年5月から7月にかけて、今年も鮮やかな黄色の花をつけたオオキンケイギクが咲いておりましたが、把握しておられるのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、お答えいたします。議員申されるとおり、オオキンケイギクは特定外来生物に指定されておまして、熊本県におきましてもホームページ等で駆除に関するお願いが掲載されているところでございます。村内におきましてはすべてを把握しているわけではございませんけれども、村道や県道沿いの法面、または河川敷の広場などで繁殖している箇所が数カ所あるかと思えます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） 特定外来生物オオキンケイギクについては、今、課長が申されましたように、熊本県のホームページにも、「オオキンケイギクを植えたり広げたりすることは禁止されております」ということで載っておりますが、なぜ特定外来生物に指定されたのかとして、オオキンケイギクは、北米原産で強健で、冬グラ

ウンドカバー、（地面を覆う効果）が高く、花枯れ姿が汚くないという理由で、緑化のために道路の法面などに利用されたり、ポット苗としても生産流通されたということ。しかし、あまりの強靱さのため、一度定着すると在来の野草を駆逐し、辺りの景観を一変させてしまう性質を持っているということで、環境省で平成18年2月、特定外来生物に指定されたということです。草払いでも黄色いきれいな花ということで、除草しないで残してあるところを見かけたりします。村民の方も駆除の対象になる特定外来生物に指定されていることは、認識されている方が少ないのではないのかなと思っているところです。

今回も質問するに当たり、車の運転がてら気をつけて見ていますと、本当に村道や田んぼの畦端、川端等いたる所に繁殖しております。今後ですね、対策が必要ではないかと考えるところですが、そのへんについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。まさに議員申されるとおりでございます、オオキンケイギクにつきましては、その繁殖力の強さから、在来の生態系に非常に悪影響を及ぼすということで、法律によって禁止をされているところでございます。村民の皆様にもですね、正しい駆除の仕方など、今後も継続して周知していく必要があると考えているところです。これまでも不定期ではございますが、村内の回覧、広報やまえ、山江村ケーブルテレビ、村のホームページなどを活用しながらですね、情報をお伝えしたところですが、今後も引き続きですね、お伝えしてまいりたいと考えております。

また、先般、先ほどお話もあったとおりですね、先般の6月1日に行われました除草作業の折にでございますが、除草してくださった地区もあるようでございます。地域の除草作業の活動の機会も活用いただきながらですね、また方法については適正な方法で駆除していただく必要がございますので、区長様、区長代理様を通じて、今後も引き続きお願いをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） よろしくお願いたします。昭和40年代にセイタカアワダチソウが戦後の減反政策によって休耕田となったときに、今まで見たことのない外来種の大きな草が突然大量に生えてきたということと、当時は気管支喘息や花粉症の元凶だと誤解されていたことも一因となって、社会問題になったことを覚えていますが、今でもセイタカアワダチソウについては、1年放っておきますと刈払い機の歯も立たないような状況になります。

しかしですね、このやっかい者のセイタカアワダチソウを産山村の女性グループがハーブティーの原料にして地域おこしをしているということで、1月1日の新聞

に載っておりました。私はびっくりしましたが、オオキンケイギクはセイタカアワダチソウと違って、黄色いきれいな花を咲かせることで勢力拡大を進めております。県道2路線ありますが、5、6年前、県道の維持管理を受注している建設会社に、振興局の指示でオオキンケイギクの駆除の依頼があり、2年続けて駆除を行ったということは聞いておりますが、県道においてはわずか3、4年で繁殖したことになります。

この駆除の方法については、刈るんじゃなくして根までとって地中に埋めるというような処理をされたそうであります。今後もですね、今、課長が言われたように、広報紙やケーブルテレビでの啓発や、環境美化運動がありますので、その日に併せてですね、何らかの対策、啓発をお願いしたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） 次に、2番、北田愛介議員より、1. 農業振興について、2. 防災対策についての通告が出ております。

北田愛介議員の質問を許します。北田愛介議員。

#### 北田愛介議員の一般質問

○2番（北田愛介議員） ただいま議長のご許可をいただきましたので、2番議員、北田が一般質問を行います。今回は農業振興についてと防災対策についての2点を通告いたしております。通告書に従い質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず第1点目の農業振興についてでございますが、今回は畜産農家の現状と課題について、さらには畜産農協の合併による農家への影響と畜産農家の支援策などについて、畜産振興全体について伺いたいと思っております。

まず、畜産農家の現状でございます。以前は村内の多くの農家には、肉用牛や乳牛が飼育されており、畜産業は村の大きな産業でありました。現在は畜産農家も減少し、先日の山江村肉用牛振興会、現在では山江村畜産会となっておりますが、その総会の資料を見てみますと、会員がですね、28戸と報告されておりました。

そこで本村における畜産農家の戸数と、飼育頭数等の推移、山江村が一番畜産農家が多く飼育されていた時期のデータ等もございましたら、それも含めて答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは北田議員のご質問にお答えいたします。

畜産農家の現状ということでございますけれども、まず、生産されている戸数に

つきましては、議員も申されましたとおり、昭和の当時はですね、私の父方、母方のどちらの実家も牛を飼っておりましたし、母方の実家は養豚もしていたということで、小さいころは牛や豚に接することも多く、また、夕方とか早朝はですね、牛を散歩、道路をですね、牛を散歩されたりという姿もよく見かけましたけれども、最近はその姿も全く見かけないということになっております。

当時の詳しいデータがなかなか見つからないということでございまして、私がちょっと見つけました一番新しいといいますが、一番古いデータが平成になってからなんですけれども、平成8年では畜産農家は96戸ございます。乳牛の農家は11戸あるということで、96戸のうち210頭の牛を飼育されていたと。乳牛につきましては11戸の方が236頭飼育されていたということとなっております。その後年々減少いたしまして、議員が申されました肉用牛の戸数につきましては、資料で28戸となっておりますが、私が持っている資料では一応30戸ということでさせてもらっております。肉用牛の戸数は30戸、飼育頭数は263頭ということですので、若干1戸当たりの飼育頭数は増えているということでございますけれども、戸数は3分の1ほどに減少しているということでございます。

また乳用牛につきましては3戸ということで、当時からすると約4分の1、39頭の飼育をされていますので、当時からすると8分の1ぐらいに減少しているということで、なかかですね、高齢化、担い手の不足ということで、減少傾向にあるのかなと考えているようなところが現在の畜産農家の現状でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） やはり子牛の頭数とかですね、農家、頭数は若干増えている、肉用牛についてはですね、ということで、戸数は3分の1ぐらいになっているようでございます。やはりなかなかですね、今、課長申されましたように、後継者不足、高齢化ということがございます。非常に畜産農家を取り巻く現状というのも非常に厳しくなっていると思っております。

次にですね、子牛価格の状況です。令和4年度と令和5年度の山江村の子牛販売実績についてということで、総会資料では、令和4年度が112頭で6,934万9,500円、令和5年度が約113頭で5,980万3,700円と報告されております。頭数的には令和5年度が1頭多いのですが、価格は総額で956万5,800円、約1,000万円近く減少しております。そこで、ここ数年のですね、子牛か価格の変動の状況、推移について答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。まず子牛の価格の推移で

すけれども、山江村の平均価格を申し上げたいと思います。令和3年の平均価格が、これ雌牛と去勢を合わせた金額ですけれども、75万4,932円、令和4年が62万1,803円、令和5年が56万2,474円、令和6年、これは1月、3月、5月の競り市の状況ですけれども、平均が53万5,000円ということで、申しましたとおり年々下がってきているということでございます。ちなみに一番高い年はですね、平成28年ということで、平成28年はこの平均価格が85万5,817円あったということでございます。

議員が申されました子牛の肉用牛の売上の価格と売上高ということですが、議員が申されましたのは令和4年と令和5年となっておりますが、令和元年が7,390万760円ということで、これも令和5年と比較しましても1,400万円ほど高くなっているという状況でございます。一番高い年につきましては、やはり平成28年ということで、111頭出荷されまして、8,879万6,520円、令和5年と比較しますと約2,900万円ほど高いということで、出荷頭数はほとんど変わらないのに売上価格でいきますと2,900万円高いというような状況で年々出荷価格が減少しているのと、併せて、社会情勢によりまして経費のほうが増大しているということで、畜産農家の方の経営は非常に厳しいものではないかと推察している状況でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいま答弁いただきましたようにですね、子牛の価格、やはりかなり下がっているようでございます。これはいろいろな世の中の景気の状況もありますし、社会要因というような、非常に価格の変動に影響を与えるというような状況であろうかと思っております。

また、総会のほうではですね、規約の変更などがされておまして、山江村の肉用牛振興会の名称もですね、山江村畜産会へ変更するなどのほか、経費の条項では新たに熊本県畜産農業組合が農業組合からの負担金、これは競り、出荷時に1頭当たり1,000円を会から徴収し、負担金に充てるという条項が追加されております。これは県内の畜産農協の合併により、競り出荷時に負担金が生じるものであると思っておりますけれども、このほか合併によりですね、2年後には競り市の会場が、現在の錦町から大津町に移るということになっているようでございます。そうなりますと大津市場までのですね、輸送費用も新たに発生することになります。

さらに農家の方に話を伺いましたら、運搬によるストレスで牛の体重もですね、10キロも減るといというような、落ちるといようなことを言っておられました。体重の減少は子牛の価格に大きく影響するということで心配されておりました。

そこでですね、畜産農協の合併による農家への影響をですね、どのように想定さ

れているのかお伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。畜産農協の合併による影響ということでございますけれども、私も畜産農家の方に、合併して今のところ2カ月ほどしか経っておりませんが、どんな影響がありますかということは、会合で会ったときとかですね、この前の競り、子牛品評会するときもお伺いいたしました。農家の方、今のところはですね、合併による影響はないということですが、議員が申されましたとおり、2年後市場のほうは錦町から熊本市場のほうに完全移行になった場合には、議員が申されましたような牛のストレスとかですね、体重が減ったりとか、移送費の問題とかを契機に、もう2年後には廃業しようかなあというようなことを言われる農家の方もいらっしゃると思います。

そういったことをかんがみまして、これからですね、今のところ2年間猶予がございまして、畜産農家の方としっかり話し合いながら、何かしら対策を講じていかなければならないと思っておりますし、安易に市場が移ったから廃業するというようなことはですね、ならないようなこちらのほうもアドバイスや働き掛けのほうをしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 畜産農家にとってはですね、子牛の価格の下落とあいまって、飼料や資材の高騰、さらには新しい新たな負担とかですね、そういうものがのしかかっておまして、今、課長が答弁されましたようにですね、私も農家の方にお伺いしましたら、やはり2年先なのでまだ今のところは具体的なあれがわからないということでございますけれども、畜産はやめてしまおうかなということもとにかくお聞きいたしました。

それで、さらなる支援が必要ではないかと思っておりますけれども、山江村においてはですね、畜産費を項目立てで予算計上して農家を支援されておりますが、畜産農家の支援策などですね、今後の畜産振興をどのように考えておられるか、畜産振興をどのように図られるか答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。支援につきましては、以前も答弁しておりますけれども、地方創生交付金を活用しまして、畜産農家の方に親牛2万円、子牛1万円という支援をまず大々的にさせていただいております。そのほかにも村長の行政報告にもありましたとおり、保留牛の奨励のですね、貸付金の奨励金の交付や導入に対しましての貸付金の交付など、よそにはないような支援も行っているところでございます。

また、畜産農家の方、先ほどからありました市場の合併につきましても、移送費の問題等々もございますので、そのような支援策も講じなければならないと担当課では考えておりますけれども、畜産農家の方々へは、山江村畜産会でできれば要望をあげていただきたいと。個人個人ではなくて畜産会として、畜産業界全体として要望をあげていただきたいということで私たちも申し上げておりますし、村長も折に触れ畜産農家の方にはそのようなことを話しておられているところでございます。県支援のみならず競り市のですね、完全移行後の課題とかも見えてくると思いますので、そのようなこともしっかり考えるということで、村長からも指示もいただいておりますので、支援策については随時考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいまですね、答弁いただきましたように、村の基幹産業である畜産業の振興につきましてもしっかりと支援していただくものと考えております。畜産農協の合併により、農家の方々はいろいろな不安を抱えておられます。ただいま答弁いただきましたように、畜産会とですね、よく協議をしていただきながら、なるべくですね、この畜産業をやめてしまうという方がいらっしやらないようにですね、農家の支援をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、防災対策についての質問でございます。今回、山田川上流域のですね、防災対策についてということで通告いたしております。今年は例年よりですね、梅雨入りが遅れているようでありましてけれども、これから大雨台風シーズンを迎えます。本村においては、先日防災連絡会議を開催され、各関係機関による防災対策が確認されたものと思っております。また、令和2年7月豪雨災害から4年目を迎えようとしておりますが、村内では関係機関のご努力により、災害復旧が進んでいることに感謝を申し上げるところでございます。

特に万江地域におきましては、全国初として熊本県が万江川土砂洪水氾濫対策事業を令和4年度から13年度までの10年間、58億円を投じて事業を実施するというところでございます。総額ではもっと大きな金額になるようでございますけれども、一日も早い完了を望むところでございます。

一方山田地区におきましては、長く通行止めが続いておりました番慶下払線の道路復旧や、山田川のですね、堆積土砂の撤去などが進んでいるところでございます。しかし、上流部の尾崎地区には、多くの倒木が河川に横たわっております。私も現地を見てきましたけれども、また、そのときに地域の方々にお会いしましてですね、お話を聞きました。川の流れがせき止められ、さらに大きな被害が下流域に発生し



ないか不安とおられました。また、この地域は河川と道路の高低差もあまりなく、人家もですね、すぐ近くにございます。また、地元の方もですね、山林所有者で撤去しなければならないということをおっしゃっているけれども、重機などが必要ですね、多額の費用がかかり、個人では対応できない状況だと話しておられました。

この件につきましては、以前にも1回質問がっておりますし、地元からも要望があがっていると思いますけれども、その後どのように対応されたのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。水害や台風など、自然災害によります山林などからの河川内の倒木の処理につきましては、山江村のみならずどの自治体も当面の課題ではないかと考えております。

本村の山田川におきましては、中流域から下流域にかけては県管理河川で、尾崎地区を流れる上流域につきましては村管理河川でございます。その河川の状況を確認しますと、確かに議員申されましたとおり、山林からの倒木が見受けられる箇所が複数ございました。ほとんどが人工的に植林されたスギやヒノキの倒木であったかと思っております。これまで村としましては、私有地内の樹木は個人の財産でもあるというようなことから、所有者による倒木処理をお願いしてきたところでございます。

倒木処理の要望に関しましては、平成30年10月頃に尾崎地区から、台風により同地区河川左岸側の流木が河川内に倒れてきており、放置すると降雨時に河川が氾濫し、地区に被害を及ぼす恐れがあり、所有者が高齢で対応できない状況であるため、村で処理を対応してほしい旨の村道等支障木伐採申請書が提出されていることを確認しております。基本的には所有者での処理になることや、緊急性、公益性などを考慮した上で、村での対応はできない旨の回答がなされているところでございます。

ただ、令和5年度に採石場付近の上流、右岸側山林からの倒木が河川を塞いでおり、放置しておくとも災害発生につながる恐れがあり、緊急性があると判断いたしました。河川管理者の村で対応した経緯はございます。河川内の倒木処理につきましては、多額の経費が見込まれますので、引き続き調査等を行いながら、国・県の補助制度や該当する地方債などはないかなど、対応策を検討していきたいと考えております。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 今後の対応策ということでお聞きしようと思いましたがけれど

も、今、答弁をいただいたということですね、今後関係機関といろいろと協議しながらですね、進めていただきたいと思います。山江村ではですね、鎮山親水、それに県のほうでは緑の復旧・復興といいますか、そういったことで進めておられます。山林の荒廃がこの災害を大きくしたということは、皆様もご存じであると思いますので、やはり災害リスクがそこにありますので、現状では山林所有者は対応できないということで、今後ですね、大きな災害にならないようにですね、何らかの対応は必要じゃないかと思っておりますので、現状十分わかっておられると思っておりますので、地元の不安を取り除いていただければと思っておりますのでございます。

それからですね、最後の質問ですけれども、同じ尾崎地区には、令和2年豪雨災害時に被災した砂防や治山の施設がございます。令和2年11月7日にですね、山江村災害検証及び復興計画策定委員会による現地調査時にもですね、確認しております。当時立ち会っていただきました地域の方々からもですね、堰堤が決壊したり、詰まって被害がでたとの証言が、復興計画報告書のほうにも記載されております。

そこでですね、この地域の被災箇所の復旧状況がですね、どのようになっているのか答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。議員がお尋ねになられている施設につきましては、山田戊字の前岡というところにあります。昭和27年に熊本県の治山事業として整備された谷止工のことだと思っております。復興計画の策定の際にですね、復興計画の策定委員の方々、議会議員の方や村執行部、関係機関で調査を行っていることは承知をしておりますし、地元の方からもですね、大変だったというお声を聞いたのも私も現地におりましたので記憶をしているところでございます。

熊本県にもですね、確認を行っておりますが、現時点では、当時昭和27年の建設だったということもありまして、地目変更の事務や現状の県道等の形状も変わっておりますので、現状に沿った工法の検討などに期間を要していると伺っております。村といたしましても協力できる事務、地目変更の事務などですね、それらのことで協力できる事務があれば、積極的に行いながら、早期の復旧に向けて要望を引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） やはり当時のままですね、手が付けられていないような箇所もあるようでございまして、先ほど申しましたように鎮山親水、それから県の事業等もですね、いろいろとあるようでございます。また、先ほど申しました流木等の倒木等の片付けはですね、撤去については、復興基金なども使えるんじゃないかな

と今、考えているところでございます。地元の方々は出水期を控えまして非常に心配しておられますので、先ほど申されましたように県なんかのですね、要望等も行っていただきながら、関連機関と連携してですね、災害リスクを取り除いていただきまして、安心して住める地域をつくっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を11時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時19分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、白川俊博議員より、1. 特産品の振興について、2. 学校給食の地産地消について、3. 上水道施設の現状についての通告が出ております。

白川俊博議員の質問を許します。白川俊博議員。

#### 白川俊博議員の一般質問

○1番（白川俊博議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、1番議員、白川が質問いたします。

内容は、特産品の振興について、そして学校給食の地産地消について、最後に上水道施設の現状についての3点通告しておりますので、ご対応のほどよろしく願います。

それでは、通告書に従いまして、まず1点目、特産品の振興について質問いたします。本村の特産品となっているやまえ栗は、ご承知のとおり昭和52年に献上栗として選ばれるほど品質、量とも、熊本県内はもとより大阪や東京市場でも評価を受けていた栗でありましたが、当時集荷、出荷など取り扱っていた農協の合併により、やまえ栗から球磨栗へと取り引きがなされておりました。その後、栗生産農家の方々の努力、ご尽力により、以前のやまえ栗の名声を徐々に復活させ、さらに本村は村民への意識向上を図るため、栗まつりなど村づくりの核となる観光資源などへも結び付けていて、平成28年にはやまえ栗条例を制定し、村の宝と位置づけております。

しかしながら、本村の主要産業である農林業へ携わる人も年々高齢化し、栗生産農家においても同様に環境を取り巻く方々も減少しているようであります。栗栽培については、施肥、剪定、草刈り、収穫と年間を通して作業が必要であり、従事する高齢者へも負担となり、特に夏場の除草作業には、暑さも影響し重労働となっている現状でございます。栽培地も以前は山林の木々を伐根し、栗園とされていたところもありましたが、農作業の生産形態も変化し、荒廃地を整備したり、畑農地を栗園にしたりして、管理しやすいよう栽培されている農家もあるようでございます。しかしながら、近年は鳥獣害の被害等も年々増加しているようで、なかなか生産量も増えない状況かと思えます。

そこでお尋ねいたしますけれども、近年の栽培面積、出荷量の推移をお伺いします。最近では村外からの臨時的集荷場を設けられ、現金での取り引き等もあられるようで、正確な数値は出ないかもしれませんが、把握している範囲で結構ですのでお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは白川議員のご質問にお答えいたします。

特産品の栗の栽培面積と出荷量の推移ということでございますけれども、栽培面積につきましては、米のような経営計画書を毎年提出していただくというようなことはしておりませんので、詳しい面積が把握できていない状況でございます。近年は120ヘクタールと話しておりますけれども、耕作放棄地があったり、新植などをされて増えたりと増減があっているかと思えますけれども、そのようなことを調査するうえで、あとからの質問にもあろうかと思えますけど、そのようなことも調査をしていきたいと考えております。

次に、出荷量の推移ですが、議員が申されました歴史の中でですね、いろいろございまして、昭和61年に410トン、これが山江村での最盛期の量だとデータのほうが残っております。その後徐々に生産量減少いたしまして、平成11年に237トン、これを境に平成12年以降は200トンを割り込むというようなことになっております。近年は120トン程度で推移をしておりますけれども、令和4年がちょうど120トン、令和5年は75トンということで村のほうでは集計をしております。

このほか、議員が申されました買い付け業者とかですね、自己流通もございまして、これより1割から1割5分ほどは生産量はあるのかなと考えておりますけれども、村で把握しているデータは、令和5年は75トンというような状況でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 以前の集荷よりも年々減っているということで、把握できる範囲で正確ではないということでもございましたけれども、面積は変わらないようでもございます。生産農家の方々もですね、今、答弁がありましたように、個別企業へも出荷されているようになかなか数量がつかめないと、おおむね本村の推移状況は確認できたかなと思っているところでございます。

本村の果樹振興については、栗の生産に関しては、品質の向上、生産量の増加など多収性、高収益を目指して、特殊産物振興事業を展開されておりますが、その栽培に関しての果樹振興推進対策として、幾つかの助成事業が実施されているところでございます。その補助内容をお尋ねいたします。対象農家戸数や助成内容など、数値がわかりましたらお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。特産品の栗に関しましては、様々な特色ある支援を行っているところでございます。項目がいくつかございまして、ちょっと答弁が長くなるかもしれませんがご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、苗木の購入に対する補助でございます。これは苗木を新植する際に、10本以上買われた方にですね、買われた購入金額の8割以内の中で補助するものでございます。令和5年は申請者45名、買われた本数が2,143本、補助額が153万8,000円となっております。

続きまして、土壌改良も必要だということで、肥料購入の補助も行っております。こちらは栗に特化した肥料につきまして補助を行っているということで、購入されました経費の8割以内、上限2万円ということで補助をさせていただいております。令和5年実績といたしまして、申請者が65名、777袋、補助額が135万6,000円となっております。

続きまして、近年問題となっております有害鳥獣対策ということで、有害鳥獣対策施設の整備ということで、有害鳥獣防止対策の資材等の購入に対する補助ということで、上限20万円を8割以内を補助をいたしております。申請者が6名、延長が1,180メートル、補助額が55万1,000円ということになっております。耕作放棄地の再生及び防止ということで、刈払いや整地、作業路整備等の経費ということで、7割以内を補助するようにしておりますけれども、こちらは実績はございませんでした。

次に、栗の生産が終わったあとの剪定作業等に対する補助ということで、栗技術指導員の派遣に対する補助でございます。剪定作業に対する経費ということで、栗剪定作業員にですね、時給1,250円を支払っておりますけれども、村のほうは

76%、950円を補助しております。ですので農家の方は300円を負担していただくということで、合わせて1,250円を栗技術指導員のほうにお支払いしているということです。実績は令和5年、申請者が52名、剪定されました面積が19.17ヘクタール、補助額が196万9,731円となっております。本年度から米に続きまして栗へのですね、ドローンの防除も行うということで、これは当初予算で補助をお認めいただいておりますけれども、ドローン防除実施または委託に関する経費ということで、反当たり3,000円で2分の1の補助をするということでございまして、令和6年の申請件数が18名、約10ヘクタールの申請があつているということで、これは8月になってからドローンの補助を本年度行うということで、様子見ということもありますでしょうけど、ドローンの防除が始まる際には、栗生産者の方へ周知をし、ご覧いただいておりますね、次年度以降検討いただいて、品質の高い栗の生産に努めていただくように募集をかけていきたいと考えているところでございます。

以上が補助の一覧となっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） ただいま回答いただきました。毎年のように助成事業の中で各種のですね、補助を行っていただいております。気候や天候によりまして成育が思うように進まず、栗の成木も途中で枯れたりします。苗木の購入や肥料補助など、生産農家にはありがたく、また近年では鳥獣被害も多く発生しておりますので、今後も引き続き対応をお願いしたいものです。

さらに、現在も対応いただいておりますけれども、剪定班による栗の剪定補助、接ぎ木の講習なども品質向上、収量増にもつながりますので、これにつきましてもぜひ続けていただきたいものでございます。

先の3月議会臨時会でも報告がありましたけれども、やまえ栗が地理的表示、GI保護制度に登録されました。このことは特産のやまえ栗がさらなるブランディングに向け弾みがつき、栗生産農家はもとより、本村の活性化に向けた取り組みが展開されることを期待するものでございます。この件に関しては広報やまえ5月号にて詳しく紹介されている記事が掲載されております。今後はそのGI保護制度を活用し、利益の保護などブランドを守り、製品の知名度アップを生産、増産、収益の増収を目指すことが期待されますが、何より生産者の意識の向上が必要と思われま

す。

そのような中で、今年度より村内の栗生産農家を対象に実態調査を行う委託料が計上されておりますが、その調査委託の内容についてお伺いいたします。

これにつきましては、3月議会定例会での当初予算質疑の中で答弁が行われまし

たが、再度の質疑、答弁となりますけれども、村民や栗生産の方々も関心があると思われまので、内容に調査台帳など整備するのか、いつごろから実施されるのか、現時点でわかる範囲で結構ですでお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。栗生産の実態調査の内容ということでございますけれども、先ほどからご質問もあっております栽培面積120ヘクタール、また、栗の生産戸数が194戸とこちらでは把握しているんですが、データの整理がなされていないということで、はたして現状にですね、その面積があるのか、その数の戸数の方が栗生産をされているのかということに係り内で話し合ってますね、これ1回どうにかして整理をせんと、G I 登録認証とかですね、そういった受けた中で、今後栗生産を拡大するために何かしらの対策を講じなければならない中で、やはりデータを1回整理したほうがいいだろうということで、実態調査をするということで議会のほうにお諮りして予算をお認めいただいたところでございます。

まず調査につきましては、各地区におられます栗生産向上推進員の方と役場の担当係のほうで一緒にまわりながら調査をしていきたいと考えております。元データは栗の基礎データであります120ヘクタールを、データをもとにしながら各地区をまわってますね、はたしてそのデータのところに今の現状が栗は植えてあるのか、耕作放棄地であるのか、はたまた新植がしてある場所があるのかとかですね。また、先ほど申しました補助の内容で、苗木が植えてあるのか、植えてあればどれぐらいの年数が経っているのかですね、そういったことをまず調べていきながら、データに落とし込んでいきたいなと考えているところでございます。

また、そのようなデータを基にですね、今後の山江村の補助のあり方、栗生産の拡大の体制づくり、また村長も申しておられますけれども、水田活用ですね、栗、そういった園地を探しながらということも考えながら、今年度行います地域計画と連動しながら、この生産実態調査のほうを行っていききたいなと考えているところでございます。時期につきましては、生産向上推進員の方、農繁期で今からだいぶ忙しいということもありますので、栗の生産が終わったあとぐらいにまわっていききたいなと考えておりますし、担当も複数おりますので、複数地区を一挙にできるということもありますので、栗生産の時期が終わったあとに実施したいなと考えておりますので、またその際には農家の方にも周知したいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、回答いただきました。今回の調査が直接生産の質や向上

にすぐにつながり、結果が出ることはないと思いますが、G I 保護制度の登録にあわせた調査と絡み、生産者へも栗の生産意欲へとやる気も生まれるかと思えます。若い生産者、ひいては新規就農者の増加、そして取引価格の上昇へと期待が高まることを望むところでございます。

これは先日新聞報道で、県内の自治体も栗の生産について課題把握へ、栽培農家を調査するという記事もありました。生産者の高齢化が進む中、課題等は同じかと思われま。お互いの情報を共有し、参考になる部分は調査へ反映されるのもよいのではないかと思っているところでございます。

先ほどの質問で答弁いただきましたが、現在の栗生産に関しましては、特用林産振興事業の中で、その栽培に関しての果樹振興推進対策として、いくつかの助成事業が実施されておりますが、G I 保護制度で登録され、品質、生産量の向上に向け、各生産者が取り組まなければなりませんけれども、現在の補助制度の内容は、予算内での補助率、上限枠が定められておりますが、例えば、事業補助などは、面積が広大な生産者へは面積や出荷量に応じた助成など、今後補助の拡大や新しい補助内容など検討されていないか伺いたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。令和6年3月27日にやまえ栗がG I の認定を受けたことに伴いまして、やまえ栗の今後の利用価値、またブランド化、販売促進等につながるということで、生産量の拡大も求められるということでございます。生産量の拡大を求められるということは、栗の面積を増やすかですね、栗の反当たりの反収を増やしていくかというようなことが考えられますので、これまでの補助制度、以前は3カ年計画で補助制度の拡大を行って、増産体制を図ったというところでございますが、先般会議を行いました先ほども言いましたやまえ栗生産向上推進委員会の中でも、委員の方からですね、補助や補助制度のあり方について、意見や要望を伺っておりますし、村長からも補助制度のあり方について見直したりですね、拡大したりするなどのことを調査しろというような指示も受けておりますので、補助体制については今、検討している段階でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 大項目の特産品の振興ということで、やまえ栗をどうしていくんだというような、大枠の中での質問をやり取りさせてもらっているところであります。山江の栗の状況というか立場というか、ということでもありますけれども、山江ですね、一番生産高が上がるのが米でありました。これが2億円弱、その次に栗が1億円程度、3番目が先ほど質問にありました畜産、今年は6,000万円と



ということがでておりますけれども、その三つの大きなやっぱり生産品目があるわけでありまして。特に栗は、今年75トンということで1キロ1,000円で売れて7,500万円というようなことなんですけれども、ただ、加工を入れますとですね、2億円を超える山江村の一大産業になってきております。

いわゆる栗、米、加工を入れていますね、栗、米、畜産という産業構造になっているところでもあります。栗条例も作りまして、栗生産農家の方は品質と増産をお願いします。120ヘクタールありますから、1反当たり100キロ採れば120トン確実に採れます。何とか200キロにして240トンを目指しましょうというようなことを言っているところでもありますし、そのために栗条例を作りましたのはですね、そういうことをお願いすると同時に、役場としては生産農家に対してしっかり支援をしないと条例でうたってございます。

現在、519万円程度の助成、栗生産農家への助成を行っているということでもありますけれども、今回GIを取得したということ、取得したというか認定登録されたということでもありますので、さらに品質向上と増産をされる中で、これを2億円を超える産業をですね、もっともっと大きくしていくということが、やっぱり栗生産農家の方々、やまえ堂では30名近い雇用がありますし、物産館でも10名近い雇用をしているところでもありますし、この雇用と活性化にもつながっていくということでもありますので、そういうことをしっかりと考えながら、このGIを活用しながらですね、さらなる栗の振興に結び付けていけたらと考えているところでもありますので、諸々と今、このGIをどのようにPRしていったら、生産者の方々の意欲向上につながるのか、また、売上の向上につながるのかということもしっかり戦略を立てながらですね、取り組んでいければと思っておりますので、今後ともよろしくご理解とご協力がたお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） いろいろ検討されているということでございます。なかなか圃場を拡大しても生産者の意識が向上しなければ、品質、生産量とも向上しないと思われまして。物価高騰の中で少しでも負担軽減となるような対応を願えればと思います。また、今年度取り組まれている調査からも栗生産農家の意欲等を参考にされ、さらに栗振興協議会でも協議検討されて、新しいやまえ栗のブランディング化の取り組みを進めていただきたいものでございます。再度のご検討のほどよろしく願います。

それでは、次に学校給食の地産地消についてということで通告しておりますので、質問させていただきます。

本村は、学校給食への食材を山江産の地域内で利用する取り組みを行っており、

いわゆる地産地消を進めておりますが、この取り組みについては、村内の農家から直接仕入れられ、生産している農家にとって、安定的な出荷となり、村内農家の農業生産への量、品質向上にも少なからず影響しているのではないかと考えております。また実際に給食で食べる児童生徒たちも新鮮で身近な山江産の食材を口にしていることから、農産物への地産地消の関心を持ち、さらに食材への意識も高まっているのではないのでしょうか。

この学校給食食材の自給率は、広報やまへの地産地消推進だよりで毎回掲載され、食品別に総仕入れ数、そのうちの山江産を使用する地場産率も月ごとの推移も見やすくグラフで紹介されております。作物ごとの使用料も総仕入れ数と山江産の比較も見やすく提示をされております。給食の献立により、使用する食品を多様にわたり仕入れられ、山江村で栽培されていない食品等もあり、また季節やその作物の収穫時期などから、山江産でないものもあると思われま。その食品のうち、給食の主食となっている米飯、ご飯の米の仕入れ数量も多く山江産と掲載されております。

そこでお尋ねしますけれども、主食となる米食の米の仕入れ数量の近年の年間の仕入れ数の推移をお尋ねします。また、差し支えなければ仕入れ先、どこからか、情報等の問題でお答えできなければ、村内か村外かだけでも結構ですので、併せてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君） それではお答えいたします。まず米の仕入れ数量についてですけれども、直近5年間の推移をご説明いたします。令和元年度が3,915キログラム、令和2年度が4,160キログラム、令和3年度が4,370キログラム、令和4年度が4,210キログラム、令和5年度が4,090キログラムとなっております。

次に、米の仕入れ先についてですけれども、令和元年度から令和4年度までは村内の業者から、令和5年度につきましては村外の業者から仕入れております。以上です。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） ただいまお答えいただきました主食となるお米の仕入れ数の推移、児童生徒も年々少なくなっておりますことから、米の仕入れも減少しているようでございます。年間を通して使用料も多いようですので、村内の米生産農家も給食への山江産を使用していただくことについては、ありがたく思っているところでございます。

しかしながら、先ほど答弁にありましたけれども、令和5年度は村外の業者から山江産を使用しているということで、内容については地場産ということで、10

0%山江産となるわけですが、その仕入れ先を決められた理由、恐らく競争入札で対応されたと思いますが、その経緯、いつごろから取り組まれたのかお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君） それではお答えいたします。仕入れ先の決定方法につきましては、平成28年度から平成30年度につきましては、山江村地産地消学校給食コーディネーターにより、村内の農家等から仕入れておりました。令和元年度からは、村内の業者等と、それまで納入されていた業者による見積もりによる入札を行い決定をしているところです。なお、議員申されますように、学校給食食材の地産地消推進の観点から、仕様書のほうで納品する米については山江産の米とするとしているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 見積入札により決定したということで、確かに財政負担を少しでも軽減した公平公正に実施される見積もりを活用されることは、財政運営にもつながります。今、課長のほうからもありましたけれども、山江産を使用しての地産地消、山江産での地産地消の推進に取り組みとなっているわけですが、この食材の自給率アップは、以前も村内の業者から仕入れられたということでございますけれども、これをですね、また村内の農家の方や法人、物産館などから純然たる地場産業を使用する取り引きを行う考えはないか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君） それではお答えいたします。先ほど議員も申されましたように、少しでもですね、経費を抑えるため競争の原理を働かせるという観点から、見積入札に付しているところです。令和5年度につきましては、一番安く納品していただく業者が村外であったということです。村内の物産館や農家などから仕入れることで、地元事業者の収益増加や農家の所得向上につながると思いますけれども、現在の見積もりによる入札も山江産の米に限定していることから、間接的ではありますが、山江村内の農家の所得にはつながっていると考えているところです。

仕入れ方法につきましては、先ほど申し上げましたように、山江村地産地消コーディネーターによる調達から見積入札に変わったといういきさつがありますので、今のところはですね、直接仕入れるというところは考えていないところです。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今の答弁で、以前は農家からであって、近年といいますか昨年が見積入札により低価で仕入れたということでございますけれども、単にですね、

単価競争で取り引きされるのではなく、直接物産館からも以前もされたということですが、物産館、または本村の農業法人万江の里などもですね、頑張っておられるということでございますので、地場産業としての地域活性化へとつながることも考えられます。村内で生産された作物を安心して食する児童生徒への安心安全な食育、健全な教育、そして農家の安定的な経営など、誰もが求めるのではないかと考えているところでございます。

村内地産地消ということで、学校給食食材の村内の自給率を高めて、さらなる地場産業の育成を絡めてですね、それと併せて絡めて地産地消の取り組みを進めていただきたいと思いますのでございます。できればですね、村内の農家、法人から仕入れなどを検討していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最後になりますけれども、上水道施設の現状について通告しておりますので、質問させていただきます。

本村の水道事業は昭和55年に事業が開始され、翌年の56年、当時水不足となっていた山田地区へ水道水を供給するという簡易水道事業により給水が開始され、安定的な給水事業を行っております。山間地域などの地域水道を除き、徐々に給水区域を万江地域の中心部へと整備を行い、区域拡大をしてまいりました。

水道事業は基本料金を徴収と、合わせて使った分を徴収するという独立採算制が原則でございますけれども、本村のように人口の小規模自治体は経営が困難で、財政負担を強いられているのが現状のようでございます。熊本県は広域化推進プランを進めて、施設や資機材の共同化を目指し、議論をしてきましたけれど、小規模の施設が点在しているなどなかなか進まないのが現状のようでございます。

そのような中、本村は平成18年度から災害への備えとして、水道施設の新設、設備の更新と併せた水道管の耐震化を進め、現在の状態に至っていると思います。そこでお尋ねしますけれども、村が管理する水道施設の耐震化の現状をお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。本村の上水道施設につきましては、計画給水人口が5,000人以下であるため、簡易水道事業により設置をいたしまして、議員申されたとおり、昭和56年度に山田地区から給水を開始しております。その後、万江地区におきましては、平成7年度に下の段から淡島地区において給水を開始し、平成15年度に屋形地区へ区域を拡大しております。また、平成17年度に山田地区の尾崎地区において簡易水道への統合、平成18年度高觸地区へ区域を拡大し、平成27年度には椎谷地区へ区域を拡大しております。

ご質問の耐震化の現状についてでございますが、平成18年度から平成23年度

にかけて、山田地区におきまして、配水管である配水用ポリエチレン管に布設替えを行いました。ただ万江地区におきましてはこれから実施をする予定でございます。平成24年度以降につきましても管路延長や災害復旧工事等で、改修した箇所につきましては耐震管を使用しており、村内全体の耐震化率は約82%でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） ただいま答弁いただきましたけれども、水道管は改修によりまして、場所等によりまして耐震管へ更新されておりますけれども、82%ということでもまだまだ完全ではないようでございます。また、新設されました水源地丸岡地区に新設されました配水池は、耐震構造の基準を満たしているようでございますけれども、以前から整備されている配水池など、耐震への更新がなされていないようでございます。施設の更新整備には事業費もかかりますが、生活に欠かせない水道水でございます。日頃の点検はもちろんですけれども、管材や施設の建物、耐用年数もあります。一定期間を経過した管路や機材、建物などは、劣化など老朽化が進み、使用不能となり、供給不足さらには断水といったことにもなりかねません。事業開始当初に整備建設された施設で、基準となる耐用年数も経過しているもの、また耐用年数が間近な機器材や施設もあろうかと思っておりますが、現時点で設備の更新や改修計画があるのか、お尋ねします。また、耐震化が進んでいない管路の耐震化に向けた更新計画、併せてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。まず配水管の耐震化につきましては、平成2年7月豪雨災害が発生する前までは、年次計画で整備してきたところでございますが、その後は被災した施設の災害復旧を優先して取り組んでおり、耐震化の整備が進んでいない状況でございます。今後災害復旧の進捗を見ながら耐震化を進めていきたいと考えており、そのための耐震化計画の策定及び整備費用の試算等を行い、財政計画を立てた上で年次計画による整備改修を進めていきたいと考えております。

また、水源地や配水池などの施設につきましても、給水開始当初から稼働しております第一水源地、第一配水池、第二配水池は年数が40年以上経過しております。ただ、現時点で他の施設も含め緊急的に整備改修が必要な施設は見受けられませんので、今後は必要により部分的に修繕等進めていきながら、水道施設の長寿命化計画を策定し、老朽化の状況も確認した上で、そしてまた財政状況も踏まえ、整備改修について検討していきたいと考えております。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、財政計画それから長寿命化計画により整備を進めるとい

うことをごさいました。私がちょっと心配するのが、特に導水管、第一水源から鑄鉄管としてですね、当初から整備された、現在も稼働しているかと思えますけれども、当時からするとですね、40年も経過しております。継ぎ手部分や錆など見られないか、その部分だけでも調査していただき、部分改修が必要であればそちらのほうもですね、対応をしていただければと思うところをごさいます。日常生活に欠かせない水道、蛇口をひねれば当たり前使用前に使用できる水道水が、突然の災害や老朽化により施設破損で使用できなくなるのは大変不便なものでごさいます。管路施設の耐震化、老朽化に対する施設整備の更新は、相当の事業費が伴います。財政負担を軽減した安定した財政運営には、計画的な事業の実施が必要でありますので、耐用年数も経過し、経過間近のものもあろうかと思えます。村民の暮らしに支障がないよう進めていただきたいものでごさいます。

水のありがたみに感謝して、節水に協力しながら水道水を利用する村民の方もおられますので、今後も村民が安心して暮らせるよう、常日頃から水道基準に適合した安心で安定した水道水を供給できるよう、維持管理と併せて施設の整備計画を進めていただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ごさいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時30分といたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時27分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、7番、立道徹議員より、1. 県道坂本人吉線（落石）について、2. 人口減少の抑制を目指す子ども関連の施策について、3. 丸岡公園農村広場の利活用について通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹議員。

立道 徹議員の一般質問

○7番（立道 徹議員） それでは、議長のお許しをいただきましたので、7番議員、

立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、坂本人吉線（落石）について、2点目が人口減少の抑制を目指す子ども関連の施策について、3点目が丸岡公園農村広場の利活用についての3件を伺います。

まず1点目の質問です。坂本人吉線、場所は足算瀬地区になります。令和5年度で法面工事が完了した場所ですが、夜間にシカやイノシシが施工区域外を通る影響があり、落石が道路に落ちており、今後通行車両にも影響がおきる危険性があります。そこで対応策として、法面に落石防止工、防止網または落石防護柵等を検討していくべきではないか、お伺いします。これは県道ですので県の方針をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。県道の道路管理者である熊本県に確認をいたしました。熊本県では、主要地方道坂本人吉線を含め、過去に実施した防災点検により優先度に応じて、災害防除事業により落石対策を実施しております。その実施状況といたしましては、令和5年度末時点で、当該路線の要対策箇所数が47カ所、そのうち対策完了が15カ所、事業実施中が1カ所、未着手箇所が31カ所でございます。

ご質問の箇所につきましては、熊本県でも災害復旧完了後の道路パトロール等により、落石の発生を確認しており、今後も道路パトロールによる日々の監視を継続するとともに、被災による現地状況の変化に関する調査や応急対策等も含めて、今後対応を検討されるということでございます。村といたしましても、県の動向を注視しながら、何らかの対策を講じていただけるよう要望していきたくと考えております。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 万江地区の方々の要望ですので、本当は早期に対応していただくことが重要だと思いますけど、これからもですね、県のほうに要望、陳情のほうをお願いしたいと思います。道路パトロールでちゃんと業者さんがほとんど毎日のように通行されていますので、そのへんは、案外大きな石も落石している状況がありますので、そのへんのこともまたよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。2点目はですね、人口減少の抑制を目指す子ども関連の施策について。経済界有志らでつくる人口戦略会議が4月に示した消滅可能性自治体、消滅の可能性がある自治体、子どもを生む中心世代となる20代から30代が2020年から2050年にかけて50%以上減ると推定されています。このことは先日の村長の施政方針でもお話がありましたが、この中

に山江村も含まれています。そこで、村内全体です、令和2年度から令和5年度までの出生数をお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは立道議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度から順に年間の出生数を申し上げます。令和2年度18名、令和3年度22名、令和4年度13名、令和5年度14名と推移してございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 令和4年度、5年度です、13名、14名と年々減少しているのが現状であります。山江村内でということで大変ですね、万江地区ならば考えられることでもありますし、大変なこの現状だと思います。そこで当村において、子育て支援の中で支援制度、手当、助成等がありますが、どのような支援があるか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。出産や子育てに関連します村独自で行っている事業、及び国・県の交付金を財源の一部に活用して行っております事業を申し上げます。

山江村チャイルドシート助成事業、山江村すこやか子ども医療費助成金事業、山江村一般不妊治療費助成事業、山江村特定不妊治療費助成事業、山江村風しん任意予防接種費用助成金事業、山江村マス・スクリーニング助成事業、山江村妊婦及び産婦健診診査費助成事業、山江村任意インフルエンザ予防接種費助成事業、山江村出産子育て応援ギフト事業、山江村ひとり親家庭医療費助成事業、山江村こんにちは赤ちゃん事業、山江村学校給食費減免事業、山江村学校給食費助成事業、山江村就学金支給事業、山江村特別支援教育就学奨励費支給事業、山江村要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給事業、それから産後ケア事業がございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） このようにですね、17支援事業、子育て支援事業がありますが、山江村出産子育て応援ギフト事業、こんにちは赤ちゃん事業について、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。まず、山江村出産子育て応援ギフト事業でございます。補助金の趣旨といたしましては、妊婦出産の届け出を行った者に対し、出産や育児に必要な関連品の購入並びに



支援サービス利用の負担軽減を図るために、支援金を支給するものでございます。こちらにつきましては、一部国・県の補助金を活用いたしまして財源に充てております。山江村のほうからも支出しております。対象といたしましては、妊婦、それから妊娠出産の届け出を行った妊婦及び子育て世帯等となっております。補助率、補助額等につきましては、妊娠1回につき5万円、対象の子ども1人に5万円ということでございます。こちらにつきましては、問い合わせ先、山江村役場の健康福祉課福祉係となっております。

次に、山江村こんにちは赤ちゃん祝い金事業でございます。趣旨につきましては、すこやかな育成と子育て環境の充実を図るとともに、次世代を担う子どもの出生を奨励することで、活力ある村づくりに寄与することを目的に、出生祝い金を支給するといった事業でございます。補助対象となりますのは、本村に住所を有する方が出産された子どもさんの対象となります。受給資格につきましては、本村に引き続き3年以上居住され、対象となる子どもと生計を同じくする父親、母親ということでございます。補助率、補助額等につきましては、子ども1人当たり5万円ということでございます。こちらの問い合わせ先につきましても健康福祉課の福祉係となっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） この事業は第1子、第2子、第3子関係なく一律ということですね。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） 議員申されますとおり、生まれられた子どもさんにつきということでございます。第1子、第2子、第3子関係なくということでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） ということはトータルで15万円ということになりますですね。私事ですけど今から25年前にですね、その当時議会で承認していただいて、私の三男坊というか、5番目が生まれまして、そのときにはですね、子ども出産祝い金として50万円第1号としていただきました。とにかくそのときにはですね、ありがたく感謝でございました。そのような経験もしております。出生率、出生数の減少はこの山江村だけではなく、日本全体で減少している状況です。

6月5日に厚生労働省は、2023年の人口動態統計、概数を発表し、女性1人が生涯に生む子どもの推定人数、合計特殊出生率は1.20%となり過去最低を更新したと。未婚、晩婚化が影響したと言われております。出生率、出生数ともに8年連続でマイナス、少子化対策関連法が6月5日に成立しましたが、出生率上昇へ

の反転は見通せないという見解がされております。また2024年の出生数は70万人ですね、全国で70万人を下回る可能性があるということで、経済的な不安定さや仕事と子どもの子育ての両立のむずかしさなど様々な要因が絡み合っていることが減少につながっていると新聞では書かれておりました。

このような傾向の中において、各町村ですね、いろんな取り組みをされていると思います。生後12カ月まで乳幼児を対象に育児用品の購入の一部を助成する。ミルクとかおむつ等ですね、それと小学校入学時、ランドセル贈呈とか、あと入学支援金が、うちの当村でもありますが、小学校5万円、中学校10万円、高校15万円とか、あと小中学校の修学旅行の旅費をですね、全額助成するとか、いろんなことがあり、このようなことは、やっぱり財源はふるさと納税であると言われております。こういう状況の中において、この山江村において子育て支援制度がありながら出生数が少なくなっていく傾向であれば、これから先ですね、出生数を増やしていくための新たな対策、施策等の考えはないか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。まず若者世代の出会いの場の提供として、婚活イベントを山江村社会福祉協議会や球磨郡結婚対策推進協議会が開催をしております。また、出産子育ての支援につきましては、先ほど健康福祉課長が答弁したとおりでございます。そのほか、村内に土地を求められる方が多いことから、移住定住政策として、空き地バンクに空き家や空き地の登録を村内土地所有者に促すとともに、今年度からは空き地バンクへの登録を条件に、空き家解体補助金制度を創設し、さらなる移住定住の促進を図っております。出会いから子育て支援、移住定住など、政策を複合的にを行いながら、人口減少を抑制し、出生数をとどめる政策を今現在行っているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 課長のほうから現在行っている政策といたしますか、事業を紹介したところであります。冒頭ですね、健康福祉課長が申しましたが、出生者数はですね、令和4年13名と令和5年14名であります。現在の児童生徒数の合計はですね、318名ですので、9学年で割ると1学年35名程度いるわけです。それが令和4年度13名になってしまうというようなことですので、令和3年度は22名ですから、何とかプラス移住者を増やすこととということですのでけれども、令和4年度、これから7年後ですかね、令和11年には山江村での小学校の入学者が、万江、山田合わせて13名になってしまうというような現象がそのままいくとできてしまうということになります。令和11年というと令和6年ですからあと5年後になるわけです。非常に近未来に大変ですね、人口減少に見舞われるということでありま

すので、待ったなしの政策としてですね、いろんなことを考えていかなくちやいけないだろうということを冒頭のあいさつでも申し上げたところであります。

現在、先ほどですね、現在もう施策しておりますが、今後考えられる制度としてでありますけれども、先ほど奨学金のですね、帰村した場合の返額を返すのを免除するというようなこともありましたけれども、今後保育料あたりの助成が考えられないかということもあろうかと思えます。それから移住定住としての住宅建設地をですね、それから公営住宅も含めてですけれども、しっかり確保をする必要があるんだらうと思えます。

それで、合計特殊出生率は、山江村は前回2.0%だったわけですが、今回国がさらに下がって1.4%近くあったのが1.2%まで減ったということですが、山江村は、前回の議会で私、申しましたけれども、1.7%台じゃなかったかと思うわけです。それでも実は高いんですが、これのためのやっぱり出生者数を増やすためのですね、政策として、議員おっしゃった子ども1人当たりの出生時に補助金を出すということも当然考えていきたいと思っているところであります。

いずれにしろふるさと納税という話もできましたけれども、山江村ふるさと納税3億5,000万円今、基金積みまして貴重な財源となっておりますので、そういう政策に積極的に使っていきたいと。何もまして子どもが生まれるということは、若い人がやっぱり山江に住んでもらうということが大前提ですので、そういうことがどういうふうなインセンティブといいますか、条件を整えばみんな来てもらえるのかということを考えながらですね、しっかりした、山江に来たらいろんなベネフィットといいますか、利点があるということをしっかり発信しながらですね、この少子化対策しっかり対策していければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 先ほど清永課長からもですね、お話がありましたとおり、まずは婚活のほうもですね、相当昔には結婚相談員とかなんかそういうポストもあったんですけど、そのへんもやっぱり結婚に対してもまだ独身の方もですね、適齢期になられながら独身の方もいらっしゃると思いますので、そのへんのほうもですね、行政のほうから後押しされていくようなことが大切ではないかと思えます。

では続きまして最後の質問になります。3点目はですね、丸岡公園農村広場の利活用についてということで、現在ですね、地元地区外からですね、サッカーの練習、練習試合等で使用されています。他の町村の真似をするのではないんですけど、山江村の丸岡公園はですね、人吉インターから車で10分ほどです。こういう交通の便も良い場所であり、ナイター設備も完備されるというこのときに、この広場をサッカー場として改築というか、改良される考えはないか伺いたいと思えます。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。丸岡公園農村広場については、年間を通して多くの方がご利用いただいております。特にサッカー、ロアッソのジュニアチームや高校の部活動として使用されており、令和5年度にサッカーで丸岡公園農村広場を利用された件数は72件で、延べ2,878名となっております。

ご質問のサッカー場としての改築、改造についてでございますが、農村広場の使用方法につきましては、サッカー以外にラグビーとして使用されたり、村内のイベント時の臨時駐車場として使用していることもあることから、直ちにサッカー場としての改築、改造ができるものとは考えておりません。なお、将来的にサッカー場として利用することについてのご提案につきましては、総合公園検討委員会の中で、ロアッソジュニアの合宿誘致等様々な構想を描きながら、検討をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 丸岡公園のさらなる利活用ということでありますけれども、本当に現在2,800人を超える子どもたち、またサッカーの人たちが活発に利用しているということで、この現象自体はですね、サッカー場として非常に活用したいというようなことでもあります。ロアッソジュニアの方に聞くと、夜の活用もしたいからナイター施設を造ってくれんだろうかというような話も聞いております。現在違うところで練習しているそうですけれども、丸岡公園につくと非常に活用ができるというようなことも聞いておりますので、そういうことも含め、今回仮設住宅の移設も含めてですね、そういう施設も整備していきたいと思っております。

さらに一歩進めて、さらなる活性化の企画といたしますか、どういうふうになればいいなあというような部分ですけれども、本当にサッカーチームがですね、合宿に来て、山江村のスポーツ振興、それから宿泊、温泉センターあたりに泊まってもらったりしながらですね、その経済振興あたりにつながっていくような形をとっていただければなあというようなことも考えております。

ただ、専門家といたしますか、ある有名なサッカーの関係者の方、1回山江に来て見てもらいながら、どういうふうな活用をすれば合宿に来てもらえるのか、もっと活性化するのかということもですね、視野に入れて取り組んでみたいと思っております。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 今、村長からも答弁いただきました。将来的にはですね、山江村は栗で名をあげていますので、それにプラスサッカーでも山江村という感じで

いけたらいいのではないかと思います。今はですね、野球やソフトボールの時代も終わり、サッカーではないかと思います。特に宿泊施設もほたるがあるし、そのへんのことをですね、長期間検討しながら考えていただいたら、栗プラスサッカーでお金を落としていただいて、少しでも山江村のためになるのではないかと考えております。

本年もですね、いよいよ梅雨のシーズンがやってまいります。この山江村、また各地域、また全国においてですね、災害が発生しないように、そしてまた世界においてもですね、紛争が一日も早く終わりますようにお祈りいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） 次に、6番、横谷巡議員より、1. 「魅力ある子育て支援と特色ある教育」の推進で、持続可能な村づくり、2. 畜産振興対策について、3. 行政施策について通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡議員。

#### 横谷 巡議員の一般質問

○6番（横谷 巡議員） 議長のお許しをいただきましたので、6番議員、横谷巡から、通告に従い一般質問を行います。

梅雨の季節になり、農家にとりましては大変忙しい時期を迎えました。しかし、例年になく雨が降らず、水不足、干ばつ等が心配されるところでもございます。また、これからの時期は異常気象による豪雨災害や台風の襲来など、自然災害への備えが必要となります。大きな災害が起こらず、村民の皆様が安心して暮らせる日々でありますことを切に願うものです。

質問事項の1点目は、魅力ある子育て支援と特色ある教育の推進で、活気ある持続可能な村づくりについてであります。議会開会冒頭での村長の行政報告でありましたように、新聞等のマスコミで報道されている民間組織の人口戦略会議が、4月に公表した深刻な人口減少で、将来的に消滅の可能性が高いとみなした消滅可能性自治体が県内で18市町村、球磨地域では5町村、その中に本村の名もあがりしました。自分が住んでいる村が消滅の可能性があるといわれると、不安、不快になり、私はこの言葉は好きではありませんが、現実には消滅の危機に陥るかどうかは、今回の調査根拠にある20歳から39歳の若い女性人口の減少幅の見通しだけでは決まらないと思います。でも大きな方向性としては間違っていない、自治体自身の有効な施策を努力次第では、活路を見だし、改善し、活力ある村として持続できることも事実なことでもあります。

そこで、活路を見いだす施策の一例として、本村の持つ交通の利便性や美しい豊かな自然環境の地域資源の特性を生かし、子育て世代、いわゆる若年層の移住定住を促進することによって、人口の社会増を図り、活気ある持続可能な村づくりにすることはできないか、そのためには昨今の社会状況の変化に対応した魅力ある子育て支援と、特色ある教育を徹底して本村の実情から磨いていくことが最善の策ではないかと考え、提案を含め質問させていただきます。

まず、今の前向きな子育て支援策に新たな子育て支援策として、不安や疑問が多い育児について、気軽に相談ができる身近な子育て応援アプリでの情報発信をすることはできないか。また、子育て保護者や子どもが語り、楽しく集うカフェ併設した多世代交流ができる未来型の子育て支援拠点の創出はできないか、2点についてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは横谷議員のご質問にお答えいたします。まず、子育て応援アプリということでございます。こちらをちょっと調べましたところ、妊娠の経過や子どもの成長記録など、母子健康手帳の内容を登録できる機能や、予防接種のスケジュール管理、子育て情報の配信、医療機関や子育て施設の検索など、子育てをしている方をサポートする便利な機能が搭載されたアプリということでございます。こちら全国的に見ますと、導入されている自治体も多くあるようでございます。

また厚生労働省では、令和8年度以降をめどにですね、母子手帳を電子化するといった動きも見受けられております。それと同時に民間事業者が開発する子育て支援アプリとの連携も始まってくるのではないかと見込まれているところです。また最近ではスマートフォンやタブレット一つで役場の閉庁時にも各種手続きを行うことができる、手のひら役場といった運用も一部で始まっているようなお話を聞いております。このような国の動きや先駆的に導入されている自治体の事例も注視しまして、アプリの導入には導入費用、それから利用料などが必要なるかと思しますので、補助金や交付金の活用も念頭におきながら、費用対効果も含めて今後検討させていただきたいと思っております。

次に、カフェを併設した未来型の子育て拠点ということでございます。本村では、就学前の子どもを持つ保護者の方が集いまして、子どもと一緒に様々なイベントに参加できる子育てサロンを毎週開催しております。サロンでは、保育士と補助員が対応いたしておりまして、村内の方は無料、村外から参加される方は参加費100円をお支払いいただき、お茶をのみながら雑談、それから相談をしたりすることもできるようになっております。本年度6月からはソーシャルネットワークサービス

のLINEを活用いたしまして、参加申し込みが可能となるように、より気軽に参加いただける仕組みづくりも行ったところでございます。今後参加者のご意見なども参考に伺いながら、検討させていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） あくまでも今後のですね、少子化対策、山江村がどうすれば活性化するかという意味で、今回は子育て支援と教育に絞って提案したいと、考えを伺いたいということでございます。

本村においては、子育て相談室は設置されていますが、忙しい毎日でも身近なアプリの情報発信を使用すれば、気軽に悩みの相談ができますので、東京都では小池知事が婚活アプリ、少子化対策として情報発信を始められました。子育て世代を引きつける、子育て支援には有効な手段ではないかと考えます。

また、保護者が子どもと一緒にふれ合い、語り、楽しいひとときを過ごす多世代との交流の場は、今後の子育て支援には必要不可欠な拠点となり得るものです。これから計画されている石蔵拠点整備事業等での複合施設の創出など、前向きな検討をしていただきたいと思います。

特に石蔵拠点整備、今回予算をあげてありますけれども、歴史資料館、えほんの森、複合施設、時代の駅、いろんな点がつながりますので、人が来ないとせっかく施設を造って本当に負の遺産になりますから、そのところをですね、ぜひこれから先はやっぱり子どもなんですよ、先ほど立道君が質問しましたように、出生率が10何名じゃどうすることもできません。やはりある程度の出生率を確保するような対策と、やはり山江に来ていただいて、全体的に人口は減つとるですから、いかに山江に呼び込むかという政策も大事かということで、前向きな検討をしていただければというようなことで提案をするところであります。

それから、加速する少子化の動向は、村内保育園の運営に大きく影響を与えますが、保育施設の機能充実は少子化対策の決め手でもあります。しかし、出生数の現状から、これから続く園児数の減少傾向を見るとき、各保育園の収斂や保育の多機能化等への対応が問われることとなります。

先般保育園のある園長とお話をしたときに、これは大変で、再編等も視野に入れて頑張らんと、これは山江には三つありますけれども、大変な状況に陥るということを話されておりました。そこで今後の保育園の運営のあり方、方向性について、どのように考えておられるか伺います。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。現状といたしまして、村

内保育所は山田地域に2カ所、万江地域に1カ所の計3カ所でございます。入所定員の合計は3園で110名となっております、6月1日現在の入所児童数は、こちら3園合計で114名でございます。入所定員の弾力化によりまして、1割程度の定員超えは認められておりますので、各保育園の運営を圧迫しない程度の適度な入所状況が現状であると考えているところです。

とは申しましても今後につきましてですが、これまでに様々な課題に対応していくために、年内に2回、必要に応じて3回程度山江村子ども・子育て会議を開催し、村内保育所、それから山江村民生委員児童委員協議会、それから村内学校長会、各保育所の保護者会、それぞれから代表者にお集まりいただき、その代表者9名と行政が一体となって検討を行っております。

当面の課題として考えられますのは、夫婦共働きによる延長保育や学童保育の利用増加、それから障がいを持つお子さんへの保育への対応、子どもの貧困に対する子ども食堂等の対応、それから物価高騰に対する保育単価増への対応、少子化に伴う定員改定等の検討などの課題が、現状として考えられるのではないかと考えております。

保育の多機能化等の対応ということのご質問でございますが、これまで同様に山江村子ども・子育て会議におきまして、一丸となって検討しながらですね、国県の交付金等による財源確保も念頭におき、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 保育園のですね、入園式、卒園式等に行きますと、以前は90何名が今は半分であると。それと入園者数も半数なんですよ、今は110名ぐらいおりますけれどもこれは減ってきます。今からしっかりと先を見て対策をしていかないと、必ずこの再編はくるんですよ。だから、そのところを十分先を見据えてですね、特に保育園経営者とか行政、福祉関係者の協議会、子育て協議会等でですね、真剣に現実を見て、山江村の保育園の経営のあり方、多機能型の受け入れと言いましたけれども、子育てにかかわる受け入れ方等もありますので、十分な検討をお願いしてもらいたいと思います。

次に、特色ある教育ということで教育長に伺ってまいります。

本村教育の先行的な知見をもって進化を遂げる多様なICT教育、やる気、学びの学力向上、夢あふれる楽しい形態の学校図書館、未来を育む豊かな自然体験学習など、未来を担う子どもたちのすこやかな成長の姿や、実践による定着した学習成果を本村の特色ある教育として発信、共有し、本村の学校教育の特徴として充実を図っていく考えはないか、お伺いをいたします。



○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。各学校にですね、先ほどおっしゃいましたような、ICT教育をはじめ様々な分野で特色ある教育の推進を行っているところでございます。各学校ではですね、ホームページというのを見られた方もいますけど開設しております、学校での学習やそれから活動の様子等をですね、それを創意工夫したいろいろなサイトを作成しながら頻繁に更新し、様子を配信しているというところでございます。

各学校の閲覧者数を見てみますとですね、今のホームページを作ったのが平成25年に新しく作り替えましたが、そのアクセス数を見ても、各学校の見てみますと、50万人から70万人の方が見ておられるということで、非常に興味を持ってですね、山江村の教育を閲覧していただいているというところでございます。

それから、中学校におきましてはですね、今、生徒会が中心となりまして、インスタグラム、いわゆるSNSですね、インスタグラムを開設いたしまして、生徒たちの視点からですね、学校の特色ある行事等を主体的に発信しております。これは非常に好評を得ております。

それから教育委員会といたしましては、独自のホームページを作成して、学校教育、それから歴史民俗資料館、それからやまええほんの森ですね、そのサイトを通しましていろいろ情報発信をしているというところでもございます。

またケーブルテレビ等でもですね、よく見られると思いますけれども、毎日のように子どもたちの様子をですね、しっかり放送してもらいながら、地域の方々へ山江村の特色ある教育の様子をご覧いただいているというところでございます。

また紙媒体としましては、広報やまえを見られると思いますけれども、教育委員会ではですね、この山江村教育プランとかですね、ここにございますようなこういう冊子とか、それからICTで言いますと、山江村小中学校の情報化の10年というこの見開きの冊子等も作りながら、いろんなところに情報発信をしているというようところでございます。

それから、昨日村長のほうから行政報告がございましたけど、先日ですね、6月7日に東京で開催されました全国ICT教育首長協議会、この加盟団体121自治体全国で加盟しておりますけれども、その中でですね、村長のほうから、ネクストGIGAスクール構想の実現に向けてという演題でですね、山江村のICT教育をはじめとする山江村の特色ある教育について講演をされております。これにつきましてはですね、非常に多くの首長さんが来ておられましたけれども、その首長様方及び各関係者の方々からですね、非常に称賛をいただいたというところでございます。

いろいろやっておりますけれども今後もですね、今、議員が申されておりますように、特色ある教育のさらなる充実に努め、いろんな角度からですね、幅広く発信して、この山江村の教育のすばらしさ、これを大いにアピールしていきたいなど思っているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 本村はですね、先行的に取り組んでまいりましたICT教育、学校給食の無償化など、今では全国の多くの自治体に取り組んで広がっております。ここで多様な教育実践、学習成果の特色ある教育のより一層の展開と推進を図ることで、本村の学校教育の特徴となり、教育の村として定着する要因となるのではないかと考えます。

今、夕方、山田小の子どもでしょうか、6時になったら帰ってくださいと、保護者の方も地域の皆さんもお願いしますという放送があります。あの子どもの素朴ですばらしさ、皆さん、賢くて、どこの子どもだろうかと、すこやかに成長しているなということを言われます。やはりあの子どもの姿は山江村の教育の姿でありますね。本当に今後教育が良ければ、子育てが良ければ、山江に来る人の足が向くわけですので、ぜひ今後とも教育の村として頑張っていただきますようお願いいたします。

次は万江小学校の件です。地域の拠点である万江小学校が、少子化の進展、入学予定者の減少、複式学級の現状から、学校の存続が懸念されます。これからの将来を見据えて、地域住民の声をしっかりと聞き、存続していくのか、一定の集団規模を確保し、教育効果を高めていくのか、発展的なあり方を真剣に検討する時期にきているように感じますが、このことについてどのように考えを持っておられるか、見解を伺います。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。ご承知のようにですね、学校というのは地域の拠点でございまして、地域が集える場所でもございます。そこに将来を担う子どもたちがいて、その子どもたちも地域とともに育つと私は考えております。特に万江小学校におきましては、小規模校であるがゆえにですね、その良さを十分に発揮した教育が行われておりまして、一人一人を大切にされた特色ある教育活動が日々行われているところでございます。それによりまして知・徳・体、調和のとれた子どもたちが育ってきております。

また、山江村におきましては、ICT教育の効果によりまして移住希望者等も増えておりますし、年少人口の割合もですね、人吉球磨におきましては一番高い状況でございます。しかしながら、議員おっしゃられるとおり、子どもの数は本当に少

しずつでございますけど減少傾向にあるというのは事実でございます。

今後ですね、私もちょっと調べてみましたが、5年間の児童生徒数の推計ですけれども、これは社会増がない場合を見ても、年々大体全体で10人から15人がずっと減ってくるというような状況でございます。5年間を見てもですね。令和10年の児童生徒数の推計を見ても、山田小が145人になります。今、182人です。万江小が14人になります。現在は32名です。それから山江中が107名ですね、現在104人ということで、中学校のほうは若干増えますけれども、全体で266人ということで、現在が318人ですから、令和5年には52人の減ということに、何もしなかったらですよ、ということになります。最近の出生率も非常に減少しているということでございますので、あと移住定住が増えない限りですね、少子化は加速度的に減少していくんじゃないかなと思っております。

また、学校の施設面におきましては、結構老朽化もしておりますけれども、令和2年度に策定しました学校施設等の長寿命化個別施設計画に沿ってですね、学校施設の老朽化等も勘案いたしますと、一番古いのが山田小でございます、今年で48年ぐらい経っていると思っておりますけれども、令和15年が改築の時期を迎えます。少子化がですね、非常に加速しておりますので、やはりそれを待つのか今後検討が必要かなと私も思っております。

そこでですね、これらのいろんな多種多様な現状を踏まえながら、まずは今年度の総合教育会議というのがあります、村長を中心にしたですね、この中でですね、今後の山江村の学校のあり方につきまして協議を行うということでしております。その会議を受けまして、地域住民のですね、場合によっては方々の意見を聞くなどの措置を講じまして、山江村の子どもたちにとって最善の学校のあり方、これはどんなものかということをしっかり考えて、早急にですね、検討をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 万江小学校の現状の自立した教育実践のあり方、否定するものではありません。頑張っておられますから。今後の児童数の推移とか教育効果など、未来を背負っていく子どもたちのことを考えると、山江村には中学校も一つですから、ある程度一定規模の集団規模での教育が今後より良い効果につながるのではないかなと思、可能性が広がるのではないかなとも考えます。子どもの教育を最優先に、発展的な先を見据えた真剣な検討をお願いいたします。

次に、村長にお伺いしますけれども、子育て世代が本村に住んでみたい、住みたいというニーズが高いことを捉え、今までお尋ねをしてきました子育て支援や教育の充実をより一層推進することによって、移住定住促進の環境整備を行い、若者世

代の転入を呼び込む人口の社会増、自然増、出生数の自然増も対策しながら、一方ではよそから人口を呼び込む社会増で、活力ある持続可能な村づくりとする考えはないか、村長の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。山江村では移住定住対策として、行政主体による分譲地の整備を行ってきましたが、近年は民間活力による住宅整備として、村有地の払い下げを行い、移住定住の促進にも進めております。

先ほど立道議員のご質問にもお答えしましたが、山江村移住定住サイト、空き地バンクに情報を掲載し、移住希望者と空き地の所有者とのマッチングを進めており、今年度新たにですね、空き地バンクに登録することを条件に、空き家解体補助金制度を創設したところでございます。

村内の限られた土地の有効活用をするとともに、空き家解消と移住定住を促進し、村内への定住者を呼び込むことで人口減少を抑制することに努めてまいります。また、5月に設立しました農村RMOの主体となる山江村未来づくり協議会を軸に、農用地保全、地域資源活用、生活支援に関する将来ビジョンを策定することとしており、その中で活力ある持続可能な村づくりについての各種取り組みも盛り込んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 私からのほうもご指名でありますので、答えさせていただきたいと思います。

子育て支援についてはですね、先ほど立道議員の中で、生まれたら出生に対する諸々の助成制度はできないか、それから保育園での保育料の助成制度はできないか、そして、奨学金あたりについて、帰ってきた場合の免除を与えることはできないかなどを申し上げました。加えて、やはりそういうお金の問題だけじゃなくてですね、しっかりとした環境整備が大事だと思いますし、また特によそからの若者を呼び込むということについては、やはり山江村全体が魅力的な村になっていくということが求められているんだろうということを思います。

そういう意味におきましては、先ほど課長が申し上げましたけれども、山江村未来づくり協議会といいました。農村RMO、要するに山江の農村をどういう形で運営していくのかということで、村民の多くの方々に参加してもらいながらその意見を聞くことになっております。その中のまた資源活用による仕事、活力づくりについては、先ほど出ました石蔵の拠点整備事業のほうをどう動かすかという、要するに農村RMOと拠点づくりとさらに二重構えでですね、この山江村の活力、仕事づくり、そして魅力を増すような取り組みをしていければと思っています。

それのみならず生活を守る暮らしづくりはどういうものがあり、特に山間部は行くとですね、いわゆる50%を超えた高齢化率がありますし、ところが平野部では若者がたくさんおられるのはいいんですけど、子育てに悩まれる方もあるというような、様々な村民の方々の生活をしっかり守る暮らしづくりについても検討していきたいと思えますし、そして、何よりも先ほどから、先ほど来、農業、それから林業の問題をやり取りさせてもらったところでありますけれども、その基盤となる土地が今後どうなっていくのかと、どういうふうにも有効に活用していくのかというような3点の部分からですね、この山江の魅力づくりについて協議を始めさせていただければと思っているところでありますし、そういう中からいろんな提案もありますし、政策が出てこようかと思えます。しっかりそういうものを受け止めながら、しっかり展開をしていくことによりましてですね、議員先ほど申し上げておられます子育て支援、さらなる教育の特徴ある教育の振興あたりにもつなげていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 本当に山江にはですね、住みたいという希望を持っている人がいらっしゃるんですよ。ある大手の建設業者の方が、今度中心地に大きなアパートを造りたいと、土地をどこか探してくれということがありました。それは全く今回の提案されることになった土地だったんですけど、やはり村づくりが第一です。公共工事、村のほうに手配してもらおうのが一番の有効な対策であるとか、いろんな村が発展するためには重要な土地ですから、お願いしますということを行いました。それだけ皆さんが注目して、この中心地あたりは利便性とか環境から、やはり山江に来たいという大手の人がいるんですから、やっぱり本当に良い受け皿といえますか、環境整備をすると様変わりするんじゃないかなという思いから提案を申し上げました。

質問事項の2点目です。これは畜産振興対策についてであります。このことは北田議員の質問と全く同様でしたので、割愛させていただきます。ただ、畜産は本村農業の大きな柱です。本当にやめていかれる人に聞くと、牛を飼っていてよかったと、本当に生活ができたと言われております。畜産農家の現状は、今、子牛価格の下落とか、飼料資材の高騰、あるいは球磨家畜市場の閉鎖等で、非常に厳しい経営状況にあります。経営が持続できるように、現状に照らした支援策をお願いできたらと思っております。

質問事項の3点目です。これは行政施策についてお尋ねをいたします。道路の維持管理についてであります。皆さんも既にご承知と思えますけれども、熊本市で枯れた大きな木が倒れて車を直撃しました。そして亡くなりました。損害賠償が生じ、

6,000万円程度、一応市が立て替えて、所有者にも責任がある、損害賠償について熊本市から今度はその所有者に請求をされました。そういったことがありますので、本村も県道が2本、村道がたくさんあります。そして目につくのは竹の枯れとか、あるいは枯れた木もありますので、事故が起きてからは大変ですので、このことをですね、周知徹底しておく必要があるなあと。事故が起きてからは間に合いませんので、やはり所有者には責任持って管理をお願いすることが必要かということで、お尋ねをいたしましたところ。この点について伺います。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。村道につきましては、除草及び支障木の伐採、道路パトロールによる危険箇所等の把握、及び軽微な補修、崩土及び落石等の除去など、整備や維持管理に努めているところでございます。ご質問の民有地から道路に張り出している通行の支障となる樹木や竹などは、所有者で伐採、撤去を実施するよう法で定められております。従いまして、私有地からはみ出している樹木等は土地所有者に所有権があるため、道路上に張り出している枝や倒木などで、歩行者や走行中の自動車等に損害が及んだ場合は、その土地所有者に賠償責任が発生する場合がありますので、日頃から安全かつ安心して道路利用できるよう、樹木等の適正な管理をお願いいたします。

村民への周知につきましては、本年6月号の広報やまえに掲載し、周知を図ったところでございます。また、昨年度の地域づくり懇談会の中でも、村民から支障木に関する多くの意見やお尋ね等が出されましたので、所有者による伐採をお願いしたところでございます。今後も広報に加え、チラシ、ケーブルテレビやホームページ等でも周知を行い、さらなる啓発に努めていきたいと考えております。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 事故が起きる前にですね、確かに広報の6月号に載っておりました。しかしあれでは限定的ですので、できればですね、回覧配布などで特別なチラシ作って、一遍行政でしとけば、本当にちゃんとした周知と徹底したということになりますので、できれば簡単なチラシを作って、所有者に周知徹底してもらおうと、回覧等してもらえればとお願いいたします。

次に、地域おこし協力隊の募集についてお尋ねをいたします。地域おこし協力隊の持つ力は大変大きなものがあり、多くの自治体で活性化に寄与し、頑張っています。今回の募集は、やまめ養魚所とキャンプ場の管理運営が主なようではありますが、特産であるやまめの生産、飼育、販売の維持、持続については、現状から大きな課題となっています。今回の募集の内容を見て、地域の実情、それからやまめ生産、販売、維持管理実態を見たときに、的を射た地域おこし協力隊の募集ということで、

正しくこれが地域おこし協力隊の力に頼るものではないかと考えました。

そこで今回の募集に当たっての協力隊に期待する業務内容と活動計画についてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。尾寄崎キャンプ場におきましては、過去に年間1,000人を超える利用実績があり、また、近年アウトドアやキャンプなど野外活動を楽しむ方の増加傾向にあることから、山江村としましても貴重な観光資源である尾寄崎キャンプ場の活用が課題となっております。併せて、山江村の特産物であるやまめ生産の後継者対策も含め、今回総務省の事業である地域力の創造、地域の再生として地域おこし協力隊の事業を尾寄崎地区で計画し、募集を現在行っているところです。

主な業務内容としましては、やまめ養魚所及び尾寄崎キャンプ場の管理運営のサポート、ホームページやSMSを活用した情報発信、イベントの企画運営、地域住民や団体との協働、協力体制の構築としております。活動計画につきましては、現在休止中である尾寄崎キャンプ場の活用方法、地域イベントの計画など、地域住民と十分協議しながら取り組みを進めていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） キャンプ場ですけれども、今、本当に老朽化し、使われない状況ですよ。しかし問い合わせが大分とあっています。やっぱり何ととっても資源、天然資源なんですね、川があり緑があり、奥地あり、あれも山江のひとつの顔ではないかなと思います。どうにかうまくやると本当活性化に寄与するかなあと、そういったときに地域おこし協力隊の力があればなあという思いを持っています。

そこで、その協力隊にですね、地域定住していただいて、特産品の開発や地域の維持、活性化、ひいてはその活力が村全体に波及し、貢献できるような人材が採用できればなと考えていますけれども、そのところはどうか。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） やまめ養殖場、それからキャンプ場は、山江村の大きな資源の一つだと考えております。議員おっしゃいますように、非常にあの尾寄崎は山紫水明なところで、人吉からも近い場所にありましてですね、本当にあの時間であの施設にアクセスできるというのは、山江の本当にすばらしい資源の一つだと考えます。1,000人以上の利用者が往年はあったというようなことであります。

ということであれば当然ですね、そのキャンプ場を含めた地域開発について考えていきたいとは思ってきておりますけれども、ただ、今の管理者の方がですね、も

う70歳になられて、じゃあ5年後どうなるのか、10年後じゃあどうなるのかという心配も当然されるわけであります。適当な後継者、もちろんそういう意味で地域おこし協力隊を募集しているところでありますけれども、適当なそういう後継者が表れたらですね、そのような施設の改修にも取り組んでいければと思っていますところであります。

私も鎮山親水と言っておりますが、まさにその鎮山親水のメッカでもあろうかと思えますし、現在道路等もですね、相当な金額をかけて整備しておりますので、そういうことも含めて魅力ある地域としてブラッシュアップしていければと思います。

ただ、当然ですね、その中で頑張る方々によって、人によって大きくその地域は変わっていくわけですが、地域おこし協力隊については、非常に当たり外れといっちはむずかしいんですけれども、がございます。公募でということであれば、なかなか公募で面接をして採用してもうまくいかないというケースがありますので、できれば適当な方、知り合いの方ですね、この方なら間違いないというような方を探して誘致するというほうがですね、より現実性があり、じゃないかと考えております。そういうことも含めて、公募はしておりますけれども、そういう人材もですね、積極的に当たっていきたいとも思いますし、議員の皆さん方におかれましても、そういう適当な人材がおられましたら、紹介をいただくということであればですね、非常にありがたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。当然ですね、その地域に定着しながら、住んでもらいながらですね、山江村のことを考えていただくことになろうかと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 事情もよく村長もご存じのようです。前向きな検討をいただくということでありがたく感じております。私の生まれ故郷でもありますし、今般私も実家を老朽化しとったけん解体しました。そのあとをやはり特産である栗を植栽しております。家の前を川が流れていてやまめが釣られます。非常に恵まれた資源で、やはり私も一週間に一遍は通っていますけれども、やはりこの地域を疲弊させることはできない、どうにか継続的にできんかなということが私の課題でもあります。地元の人にも頑張ってもらうように言いますし、また足りない点は行政の力をいただいて、そして資源を生かした小さな村が過疎化から脱却するようなことができればなということで、地域おこし協力隊の力に頼るところが大きいわけですので、お尋ねをしたところです。

最後の質問になります。男女共同参画についてお尋ねをいたします。男女が性別に関係なく、個性と能力を十二分に発揮できる社会の実現を目指すのが男女共同参画であります。特に近年、女性が活躍できる社会の進展は、喜ばしい限りでありま



すが、6月上旬でしたか、あるテレビの放送で、国会議員の男女の比率は、男性84%、女性16%の報道がありました。また、今朝の新聞を見られた方はご承知と思いますが、世界各国の男女格差、男女間の平等に関する調査、いわゆるジェンダー平等の調査報告で、日本は146カ国中118位で、政治経済の分野で女性の進出の遅れが際立っているとの発表がありました。

本村の人口は女性が多いわけです。しかし私たちの身の回り、この議場を見たときに男性ばかりです。本田議員が紅一点でおられますけれども、本当にこの男女共同参画といってもまだまだだなどということを感じているところではありますが、このことは世界の他の先進国と違って、日本の長い歴史的背景、それから経緯からみて、男女平等、男女共同参画社会の実現は大変むずかしい課題であって、しかし、現在では乗り越えていかなければならない課題でもあります。本村における男女共同参画社会実現の先駆けとして、役場行政女性職員の活躍と役割は大変大きなものがあると私は考えます。行政における女性職員の管理職登用について、どのように考えておられるか、村長の見解を伺います。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、男女共同参画については、特に職員の女性職員の管理職登用ということでもあります。山江村においてもですね、男女共同参画の計画によりまして、審議会の職員については40%を目指せとなっています。私もできるだけ女性の委員を増やそうということで、職員が持ってきます委員名簿からはですね、女性の方はいないかいというようなことを言っています。おのずとですね、各団体の代表者を選んでしまうと男ばかりになってしまうわけですね。だからその団体の中から女性を選んで、どなたか適任をお願いすることはできないかというような言い方をしているわけですが、それで現在の委員の数は29.3%で3人の1人弱にはなってきたというふうなことであります。その中で女性職員の管理職登用ということではありますが、ご覧のとおりまだ今のところですね、以前はお一人おられたところでもありますけれども、今のところ1人もおられないということです。

女性職員を登用することでどういうことが起こるのかなと考えてみますと、やはり組織がですね、女性がおられることで、いろんな意見が出ながら活性化していくんじゃないかろうかというようなことがありますし、役場もずいぶん女性職員が増えてまいりましたので、そういう女性職員の働きやすさにもいろんな女性の理解が必要な場合もありますから、そういうのもありまじょうし、また、多様性の時代の中において、女性の方々のモチベーションが上がっていくというようなことも考えられます。

ただ、課長に求められるもう一方で資質ということを考えますと、やはり部下がどう思うかということについては、決断力や行動力が求められますし、それから専門知識、実務経験も当然必要でありましょうし、部下とのコミュニケーション能力という部分も大事でありましょうし、そしてもう一つは、しっかり部下を育てるといふ人材育成能力も求められます。こういうことを勘案しながらですね、適材適所によってやっぱり登用していくということが肝心かと思っているところでもあります。そういう人材がおられたらですね、積極的に今後活用すべきだなということを考えているところでもありますので、今のところは総務課長が一番先におられませんが、その後、適任がおられたらですね、そういう登用も考えていきたいと考えております。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 確かに本村の各種委員、各協議会とか構成されている会では、女性の数が多くなってきました。しかし村長が言われるように、男性ばかりの職場じゃなくて、やはり女性の意見というともですね、女性から見た意見というのもためになることがあるんですよ、これが正しく男女共同参画です。今、村長が答弁なされたようにですね、少しでも本村の男女共同参画社会が進みますように、今後の取り組みをお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） 通告がありました5名の一般質問はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後2時46分

第 3 号

6 月 1 4 日 ( 金 )

## 令和6年第4回山江村議会6月定例会（第3号）

令和6年6月14日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 発委第 2号 | 山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について                         |
| 日程第 2 | 承認第 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村一般会計補正予算（第12号））         |
| 日程第 3 | 承認第 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号））  |
| 日程第 4 | 承認第 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号））    |
| 日程第 5 | 承認第 5号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）） |
| 日程第 6 | 承認第 6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）） |
| 日程第 7 | 承認第 7号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）               |
| 日程第 8 | 承認第 8号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）         |
| 日程第 9 | 議案第31号 | 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第10 | 議案第32号 | 山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第11 | 議案第33号 | 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 日程第12 | 議案第34号 | 山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程第13 | 議案第35号 | 万江体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第14 | 議案第36号 | 公共工事請負契約の締結について                                     |
| 日程第15 | 議案第37号 | 公共工事請負変更契約の締結について                                   |
| 日程第16 | 議案第38号 | 令和6年度山江村一般会計補正予算（第1号）                               |

日程第 17

議員派遣の件

日程第 18

閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 白 川 俊 博 議員	2 番 北 田 愛 介 議員
3 番 本 田 り か 議員	4 番 中 村 龍 喜 議員
5 番 赤 坂 修 議員	6 番 横 谷 巡 議員
7 番 立 道 徹 議員	8 番 西 孝 恒 議員
9 番 久保山 直 巳 議員	10 番 森 田 俊 介 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 平 山 辰 也 君
税 務 課 長 迫 田 教 文 君	企 画 調 整 課 長 清 永 弘 文 君
産 業 振 興 課 長 松 尾 充 章 君	健 康 福 祉 課 長 今 村 禎 志 君
建 設 課 長 蕨 野 昭 憲 君	教 育 課 長 一 二 三 信 幸 君
会 計 管 理 者 高 橋 忍 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 新 山 孝 博 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程日時第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

発言については、山江村議会会議規則の規定を守り、事件の内容から逸脱しないよう趣旨に添った質疑をお願いいたします。また、執行部におかれましては、簡潔な回答をお願いいたします。

-----○-----

日程第1 発委第2号 山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第1、発委第2号、山江村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、発委第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第2 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村一般会計補正予算（第12号））

○議長（森田俊介議員） 日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村一般会計補正予算（第12号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号））

○議長（森田俊介議員） 日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号））

○議長（森田俊介議員） 日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江

村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）

○議長（森田俊介議員） 日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号））

○議長（森田俊介議員） 日程第6、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、承認第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（森田俊介議員） 日程第7、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。



[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、承認第7号は、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（森田俊介議員） 日程第8、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、承認第8号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第31号 職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第9、議案第31号、職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第31号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議案第32号 山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第10、議案第32号、山江村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第32号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第33号 山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第11、議案第33号、山江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 3 4 号 山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第 1 2、議案第 3 4 号、山江村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第 3 4 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 3 議案第 3 5 号 万江体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第 1 3、議案第 3 5 号、万江体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第 3 5 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 4 議案第 3 6 号 公共工事請負契約の締結について

○議長（森田俊介議員） 日程第 1 4、議案第 3 6 号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第36号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第37号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（森田俊介議員） 日程第15、議案第37号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。議案第37号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第38号 令和6年度山江村一般会計補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第16、議案第38号、令和6年度山江村一般会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 議案第38号、一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

ページは9ページ、歳出、総務費、総務管理費、目の石蔵拠点整備事業費、公有財産購入費として5,601万円、補償補填及び賠償金として117万2,000円計上されております。貴重な本村については中心地、一等地である用地ですけれども、この購入に当たっては、財産取得審議会等で諮問されて単価等が算出されたと思いますが、1点は、その単価購入費、例えば平米当たりの単価、県道沿いは従前から県の単価と村の単価等は調整をするというような申し合わせ等購入した経緯がありますので、その点。

それと、この役場が昭和50年にここに移転しております。その前はニッシンシルクといって、当時はちょうど紡績産業が盛んでございまして、山江にも進出をいただいたと、そのとき以来広大な土地を買ったんですけれども、それ以来の行政としては、広い6,000平米近い広大な敷地を一等地に購入されるということですから、やはりここはですね、しっかりと地権者の方の納得、了解、理解をいただいて、購入ができるように交渉に当たっていただきたいと思います。

そして、最後にですね、ここに恐らくこれから未来づくり、山江の発展とか、あるいは今後の子どものこととか、村民の集まる場所とか、幸せづくりのにぎわいの創出の拠点の石蔵拠点整備を展開されると思いますが、これだけの一等地にこれだけの事業費をかけて今後続きますけれども、石蔵拠点事業をされます村長の思い、決意について伺います。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 今回公有財産を購入させてもらうという件についてのご質問であります。今回もですね、今回の定例議会でも一般質問の中で、この点についてはやり取りをさせてもらっているというところでもありますけれども、順序よく申し上げますと、山江村のにぎわいの拠点をつくるということで、教育委員会のほうでですね、当初石蔵を使った文化遺産としての活用ということで検討してきております。これは4年ぐらい前になります。

ところが、その金額がですね、億を超えるというようなことでありましたので、これは村を挙げて、産業それから福祉、教育も含めたところでですね、にぎわいづくりとしての施設をやるんじゃないかというようなことで、担当を教育委員会から企画調整課に移しまして、仕切り直しながらの諸々の検討をしてきたところであります。加えて、もちろんその石蔵検討はですね、委員の皆さん方で検討いただいたということでもありますけれども、加えて、今、課題となっております人口減少含めて農村のあり方も課題となっておりますので、その農村のあり方自体を全体を考えるやまえ未来づくり協議会、これは農村RMOという交付金の農水省の制度を使ってでありますけれども、やまえ未来づくり協議会をつくって、今後の山江村のあり方を村民の皆さん方、あまねく意見を集約しながら、自分の問題としてですね、このことについて考えていこうということをスタートさせたばかりであります。

その農村RMOの中に、資源を活用した活性化、そして雇用づくりというのがありますが、この部会の中でですね、この拠点整備のあり方をしっかり検討していきたいと思っております。村を挙げて、私としても決して失敗は許されないのだという思いの中で、この事業には取り組んでいるところでありますし、そのところを地権者の方にもですね、打診はして内諾は得ておりますが、金額はまだ提示し

ておりませんので、しっかり交渉していきたいと思っているところであります。

いずれにしても、これ役場がやる仕事のみならず、村を挙げて、村民の皆様方、ぜひ議員の皆様方もいちプレーヤーとしてですね、参加いただきながら、この事業を本当に将来に誇れるといいますか、将来に役立つ、いわゆる消滅市町村論に打ち勝つようなですね、施設として確立できたらと考えている思いでありますので、よろしく今後ともご支援、ご協力もお願いしたいと思っております。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 根拠をですね、単価等の根拠がわかれば、この予算算出、わかる範囲で結構です。この予算計上の金額を積み上げた根拠、やっぱり用地交渉とありますから言える範囲で結構です。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） この予算計上の根拠ということでございます。この件につきましては、今年の5月10日に財産審議会を開催させていただきました。その中でですね、現地ももちろん確認をさせていただきました、金額としましては、過去の売買の実績も参考にされながら、単価で言いますと平米当たり1万円以下とするというような答申が出ております。

ただし、場所にその筆が何筆かありますけれども、筆によっては今後いろいろ経費がかかる筆については、この単価に差をつけることを検討してくださいというような答申であります。それから立木につきましては、令和6年度の損失補償算定標準書というのがあります。これは九州地区の用地対策協議会が発行されている標準書でありますけれども、それに準ずる単価以下とするというような答申が出ております。それに基づきまして今回、立木の本数とか、面積とか、乗じて予算の計上となったということでございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからも少し付け加えさせてもらいますけれども、その根拠については今、総務課長が申したとおりであります。もちろん今まで取り引きをしてきた、最近ではですね、健康の駅のところをやっておりますし、そして、現在のそういう取り引き実例を基にしながら、また固定資産の評価も基にしながら決めさせていただいたということでありますけれども、高い低いというのは非常に難しいところであります。

ただ、ぜひ公益性のある事業としてですね、地権者の皆さん方にもぜひ納得していただけるように説明をさせていただきます。山江村にとってはですね、今回交渉に当たる土地は、正に一丁目一番地、道路原票もある一丁目一番地でありますので、もちろんそういう思いの中で交渉していきたいと思いますし、また、だからこそで

すね、しっかりこの事業を完成させたいという思いでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） ぜひですね、地権者の方に計画等を進めていただいて、山江の将来のことも説明いただいて、無事購入できるようにお願いしたいと思います。これで終わります。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。  
白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） それでは、ただいま議題となっております議案第38号、一般会計補正予算（第1号）について、3点質疑いたします。

ページは11ページでございます。商工費、丸岡公園整備費の工事請負費です。仮設住宅利活用工事2,500万円計上されておりますが、議案審議の中では、談話室と仮設住宅の2棟を丸岡公園へ再利用するとの説明でございました。活用するに当たりまして、上水道の整備も必要になるかと思えます。その工事費も含まれているのか、浄化槽を設置するのか、既存のトイレもありますので、それにつなぎ込むのか、また、つなぎ込むのであればですね、下水の処理機能は十分可能なのか、この下水道整備についての1点。

そして、残りの仮設住宅があるかと思えます。23棟、その利活用については、村としてまた何か考えがあるのかが2点目。

それから、さらにですけれども、仮設住宅は建物撤去ということで、県が管理する施設でございますけれども、わかる範囲で結構です。解体撤去はいつごろからなのか、また、以前はグラウンドでしたので、グラウンドとして使用できるのはいつごろ使用できるのか、この3点をお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回の仮設住宅利活用事業の工事ですけれども、建設予定地のそばにはですね、農村広場の公衆用トイレがございますので、まずそちらのトイレ、下水道のほうを接続できるか、今現在、県の浄化槽協会にも問い合わせをしております。できる限り接続可能であれば事業費を抑えるために接続をできればと思っておりますが、そちらが難しいようであれば、改めて合併浄化槽を設ける形になるかと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、白川議員のご質問にお答えいたします。まず、丸岡公園農村広場に、先ほど清永課長のほうからご説明がありました施設に利活用するというので、仮設住宅1棟2戸、それから、みんなの家、談話室になり

ますがこれが1棟ですね、こちらの利活用を考えておりますが、そのほかの23戸につきましては、現在のところ利活用する方向には考えておりません。利活用しない方向で考えております。

それから、解体作業がいつごろから始まるのかということでございます。実は本日、6月14日をもって仮設住宅の入居者の方々にはですね、仮設への避難の解除の通知をお出したところでございます。それから入居者の方々が退去をされまして、県への返還の事務手続き等をすべて完了するのがですね、7月の末には仮設住宅を県へ返還することになるかと思っております。その返還手続き後に県が解体事業所と日程を調整され、早ければ8月の中旬ごろには解体に着手をされるのではないかとこの見込みでございます。

また、グラウンドとして利活用できるのはいつごろからかというご質問かと思っておりますが、こちらにつきましては、本当に概算でございますが、通常の解体作業よりもですね、日数がかかります。といいますのが、解体をすべて壊す形ではなくて、丸岡公園に移動させて再利用する部分は、手作業ですべて解体を行うということで、日数が非常にかかるということで聞いております。天候等に左右されなければ、早くて5カ月程度はかかるのではないかとこの見込みでございます。

先ほど8月の中旬に解体、着手する見込みと申し上げましたので、ここから計算しますと、年明けまして1月の中旬ころには、グラウンドとしての復旧がなされて、利用可能となる見込みと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 村民の方も仮設住宅の利用、それから撤去は気になるところでございます。またグラウンドとしても利用できる時期、そういうのが近々になりましたら、改めてですね、村民への周知もお願いいただければと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第38号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



-----○-----

#### 日程第 17 議員派遣の件

○議長（森田俊介議員） 日程第 17、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣について、お手元に配付しておりますとおりの派遣することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、手元に配付されておりますとおり、派遣をすることに決定いたしました。この際、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されると思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

-----○-----

#### 日程第 18 閉会中の継続調査申出書

○議長（森田俊介議員） 日程第 18、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長からお手元に配付しております申出書が提出されております。よって、委員長申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本会議での議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議長に委任することに決定しました。

これで、本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、令和 6 年第 4 回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前 10 時 30 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員